

# 世界の人々を魅了し続ける京都の景観づくりのために 市民のみなさまからのご意見を募集します

募集期間 平成29年7月10日（月）～平成29年8月17日（木） [必着]



## 歴史的景観の保全に関する 具体的施策（素案）

### 「歴史的景観の保全に関する具体的施策（素案）」の意見募集

京都の歴史的景観を保全していくための施策を「歴史的景観の保全に関する具体的施策（素案）」として取りまとめましたので、市民のみなさまのご意見を募集します。



ご意見の提出方法等については、31ページに記載しています。

### 説明会のご案内

具体的施策（素案）の説明会を行います。

8つの会場とも基本的に説明内容は同じですので、ご都合の良い日時と場所でご参加ください。

右京区役所	7月21日(金)午後7時～8時30分
北文化会館（北大路駅北）	7月23日(日)午後2時～3時30分
西京区役所	7月24日(月)午後7時～8時30分
中京区役所	7月25日(火)午後7時～8時30分
みやこめっせ（左京区岡崎）	7月26日(水)午後7時～8時30分
東山区役所	7月27日(木)午後7時～8時30分
伏見区役所醍醐支所	7月28日(金)午後7時～8時30分
下京区役所	7月30日(日)午後2時～3時30分

※会場へは、公共交通機関をご利用ください。

### 今後のスケジュール（予定）



### 素案等の閲覧

京都市役所で具体的施策（素案）、縦覧図（区域図）及び京都市景観計画（素案）の閲覧を行っています。

【場所】京都市役所 北庁舎2階 景観政策課内

【期間】平成29年7月10日（月）～平成29年8月17日（木）（土日祝を除く）

京都市役所のホームページでも素案等をご覧いただけます。

【URL】<http://www.city.kyoto.lg.jp/templates/pubcomment/tokei/0000220694.html>



皆様からのたくさんのご意見をお待ちしています



歴史都市・京都には、世界遺産をはじめとした寺社や御苑、庭園、歴史的な町並みなどの貴重な歴史的資産が数多く存在します。これらが形づくる貴重な歴史的景観は、地域特有の歴史や文化と一体となって、市民や事業者のみなさまのご理解やご尽力のもと、継承されてきた京都の宝です。

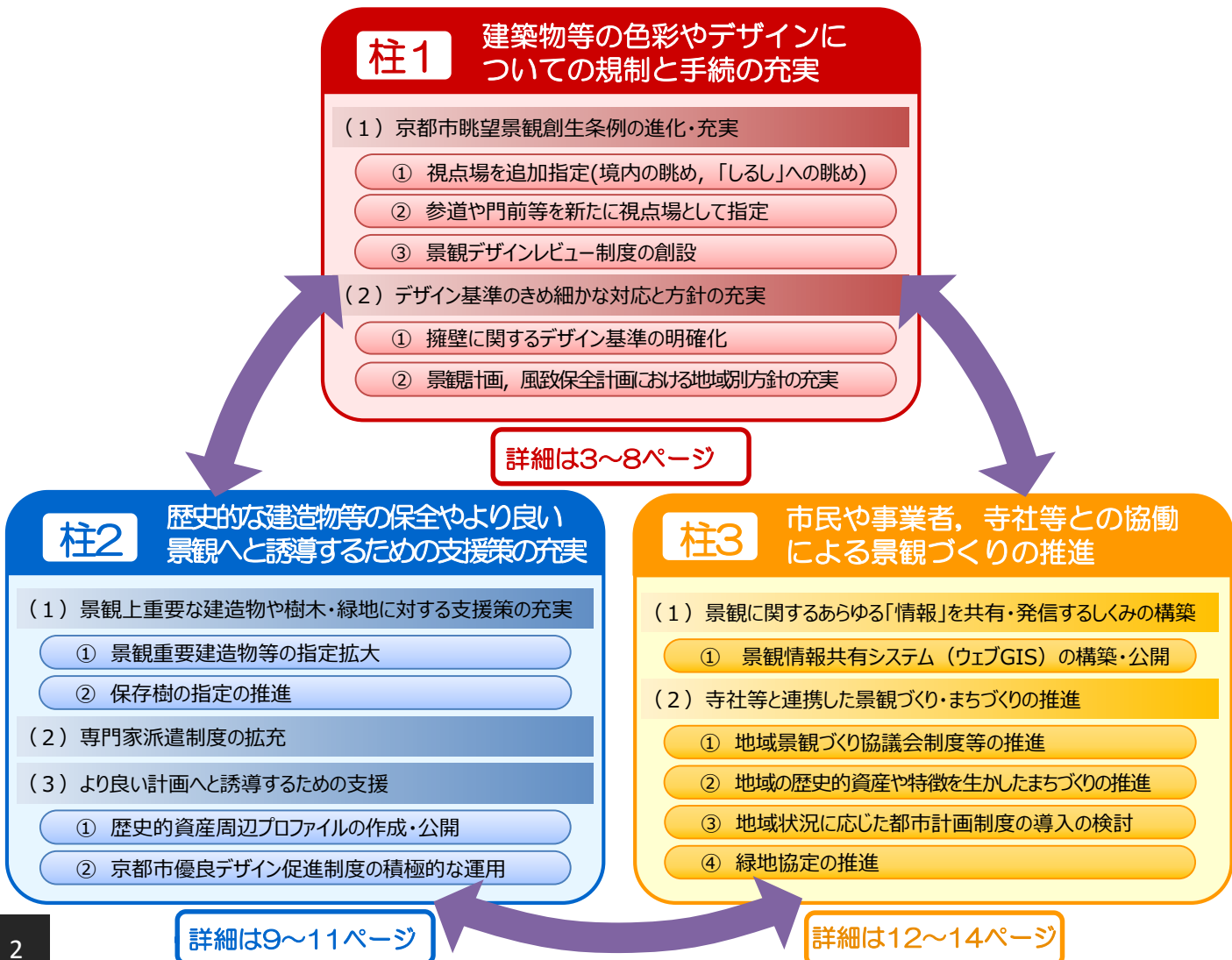
しかし、近年、京都市内の歴史的景観を構成する重要な寺社やその周辺の一部で、景観に影響を与えかねない事例が発生しています。

そのため京都市では、平成26年度から世界遺産をはじめとする寺社等とその周辺の景観に関する総点検を行い、平成28年12月には「歴史的景観の保全に関する取組方針」を策定しました。この取組方針に基づき、京都の歴史的景観を保全していくうえで実効性のある施策について、学識経験者や宗教関係、経済界等のメンバーで構成された検討会で議論を重ねてきました。

この度、地域住民や事業者、寺社等との連携を図りながら、世界の人々を魅了し続ける京都の歴史的景観を保全していくための施策として「歴史的景観の保全に関する具体的施策（素案）」を取りまとめました。

## 具体的施策（素案）の構成

地域の歴史や、風土、文化等、その地域で大切に守っていくべきものを市民や事業者、歴史的資産の所有者の皆様と共有しながら、3つの柱を一体的に進めます。



# 柱1：建築物等の色彩やデザインについての規制と手続の充実

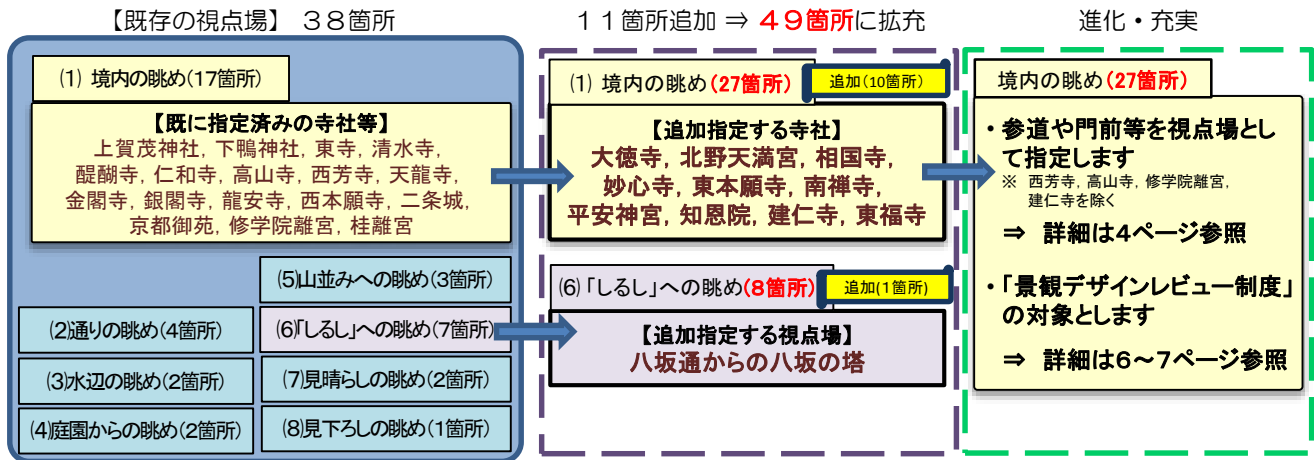
寺社等とその周辺の景観を一体的に保全していくために、京都市眺望景観創生条例に基づく「視点場」の追加指定や新たな協議制度の創設、また景観を誘導する際の地域ごとの方針の充実等を通して、地域の歴史・文化・町並みなどを生かした良好なデザインの誘導を図ります。

柱1  
建築物等の色彩やデザインについての規制と手続の充実

## (1) 京都市眺望景観創生条例の進化・充実

- ① 「視点場」を11箇所、追加指定します。
- ② 参道や門前等を新たに「視点場」として指定します。
- ③ 「景観デザインレビュー制度」を創設します。

改正する条例等  
・京都市眺望景観創生条例



柱2  
歴史的な建造物等の保全やより良い景観へと誘導するための支援策の充実

### ① 「視点場」を11箇所、追加指定「境内の眺め」「しるし」への眺め

眺望景観創生条例では、眺望景観や借景をその眺めの特性に応じて上図のとおり、(1)～(8)の8つに分類しています。(1)【境内の眺め】は世界遺産や御苑など、17箇所を「視点場」に定めていますが、今回、景観の核となる重要な寺社を新たに10箇所指定します。また、(6)【「しるし」への眺め】に「八坂通からの八坂の塔」を1箇所指定し、合計**49箇所**に拡充します。

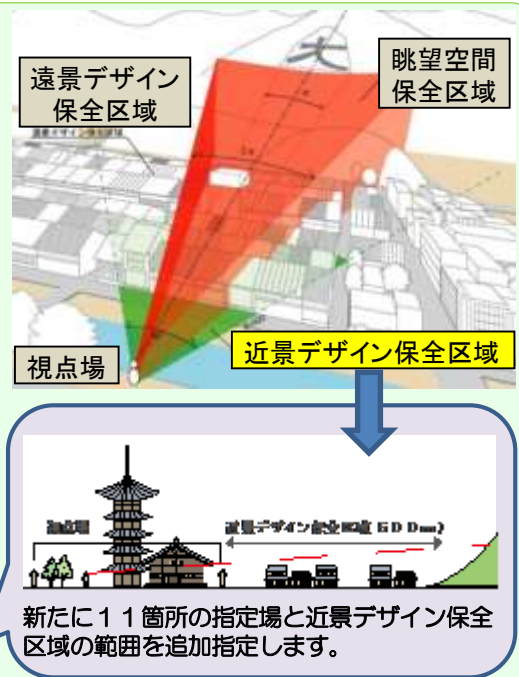
併せて視点場の周囲に、以下に示す「近景デザイン保全区域」を指定します。

#### 京都市眺望景観創生条例とは…

京都市では、平成19年に、優れた眺望景観や借景の保全・創出を図るため、**全国初となる**標高による規制を含む「眺め」に関する総合的な仕組みとして「眺望景観創生条例」を制定しました。

規制の内容に応じて、以下の3種類の区域を指定しています。

眺望空間保全区域	視点場から視対象への眺望を遮らないように建築物等の最高部が超えてはならない標高を定める区域
遠景デザイン保全区域	視点場から見える建築物等が、優れた眺望景観を阻害しないよう外壁、屋根等の色彩について基準を定める区域（近景デザイン保全区域を除く）
近景デザイン保全区域	視点場から見える建築物等が、優れた眺望景観を阻害しないよう形・デザインについて基準を定める区域



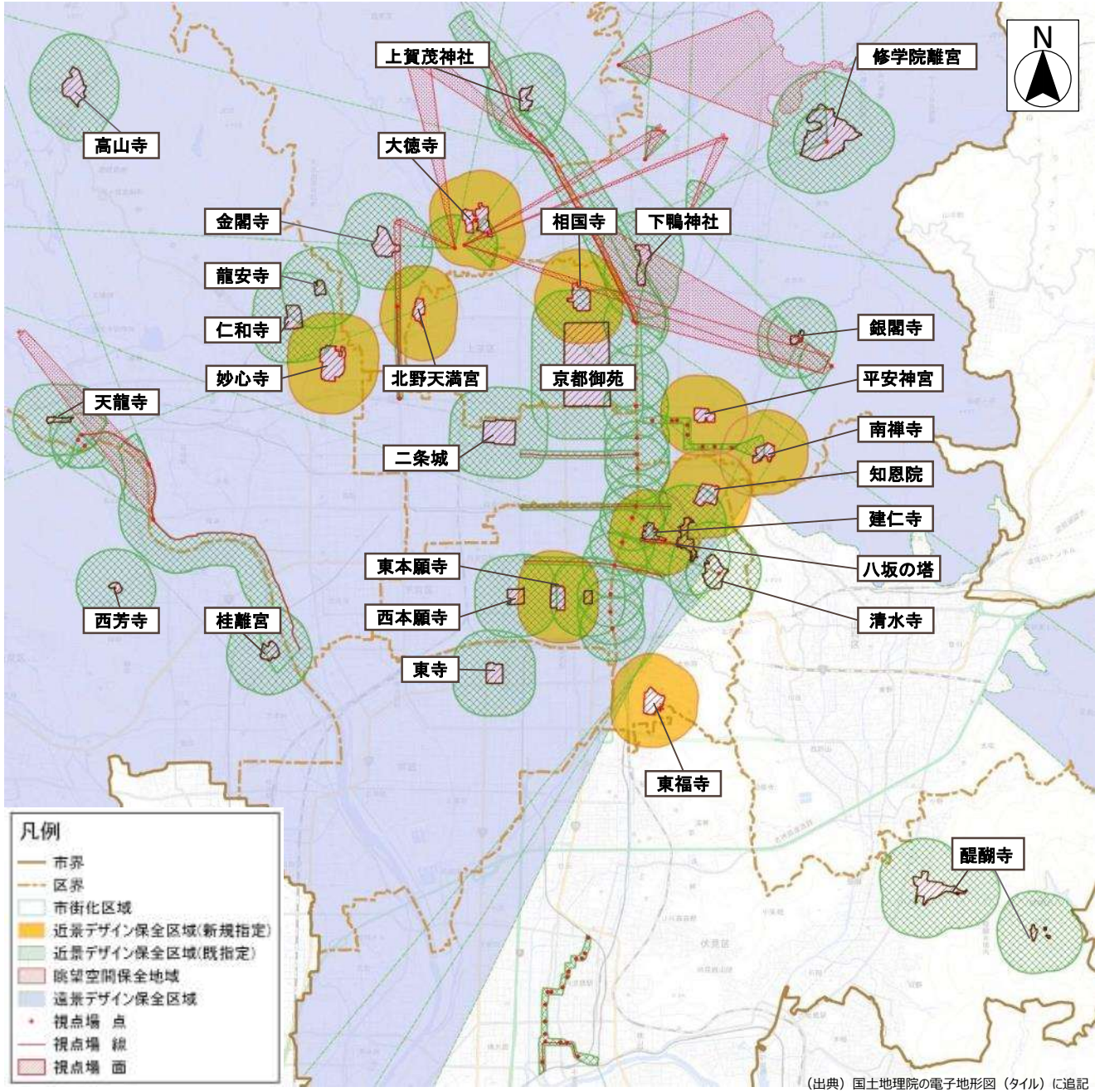
柱3  
市民や事業者、寺社等との協働による景観づくりの推進



柱1 建築物等の色彩やデザインについての規制と手続の充実

柱2 歴史的な建造物等の保全やより良い景観へと誘導するための支援策の充実

柱3 市民や事業者、寺社等との協働による景観づくりの推進



<追加する視点場を含めた眺望景観保全地域の規制図>

## ② 参道や門前等を新たに「視点場」として指定

【境内の眺め】について、これまでは境内の中からの眺めを保全の対象としてきました。

今回、境内と一体的な景観を構成している参道や門前などを視点場として充実させ、近景デザイン保全区域を定めることで、寺社等とその周辺の一体的な歴史的景観の形成を図ります。

<参道等の視点場の選定基準>

- ア) 門や鳥居から境内に向かう参道や門前の道路としての位置付けが明確なもの →例) 東福寺 など
- イ) 塀や石積み、生垣等が周囲をまわり、それらに沿って特徴ある眺めが享受できる道等 →例) 京都御苑 など
- ウ) 視点場の寺社等とその他の歴史的資産が連続し、良好な歴史的景観が形成されている道等 →例) 知恩院 など



東福寺の参道の眺め



京都御苑の外周の眺め



知恩院門前周辺の眺め



## 【境内の眺め】に関する近景デザイン保全区域の基準の概要

以下の10箇所では、【境内の眺め】と参道等における区域を新たに定めます。

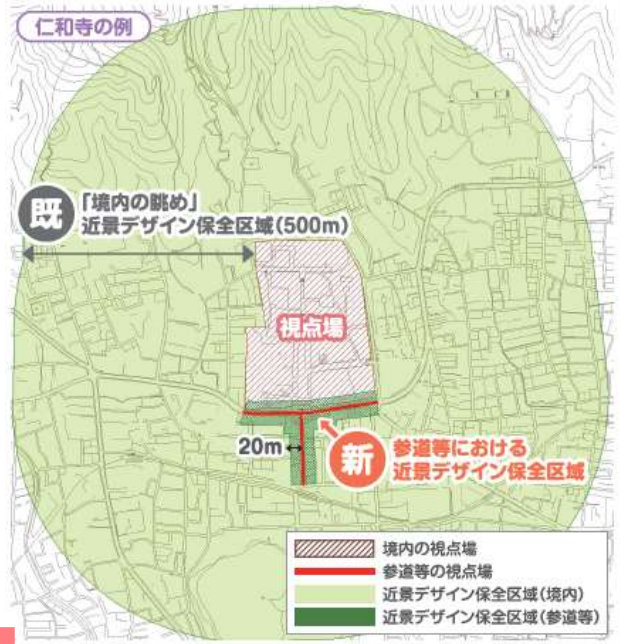
(※ 建仁寺は参道等における区域は定めません)

大徳寺、北野天満宮、相国寺、  
妙心寺、東本願寺、南禅寺、  
平安神宮、知恩院、建仁寺、東福寺

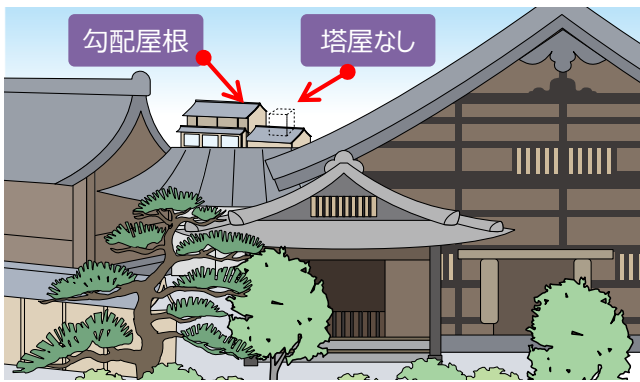


以下の14箇所では、平成19年に既に定めている【境内の眺め】に加え、参道等における区域を新たに定めます。

上賀茂神社、下鴨神社、東寺、清水寺、  
醍醐寺、仁和寺、天龍寺、  
金閣寺、銀閣寺、龍安寺、西本願寺、  
二条城、京都御苑、桂離宮



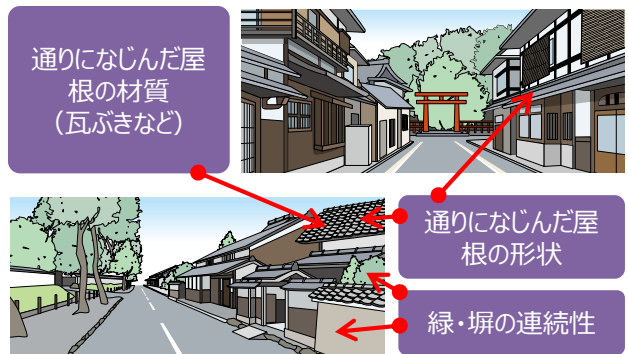
境内から500mの範囲で、境内から見える場所に新たに建物を建てる場合は…



境内の良好な眺めを阻害しないように、勾配屋根とすることや塔屋のないものとする基準を定めます。

〈境内の眺めの基準の概要〉

参道や寺社等に沿った道路沿いで、新たに建物を建てる場合は…



参道・門前やその周辺の良好な眺めを阻害しないように、屋根の形状や材質、緑・塀の連続性などの基準を定めます。

〈参道等の眺めの基準の概要〉

左図（4ページの眺望景観保全地域の規制図）のうち、【境内の眺め】を定める27箇所の寺社等の近景デザイン保全区域では、規模などに応じて「景観デザインレビュー」の手続が必要となります。

→ 詳細は6～7ページをご覧ください。（「しるし」への眺めである八坂の塔は除きます）

柱1 建築物等の色彩やデザインについての規制と手続の充実

柱2 歴史的な建造物等の保全やより良い景観へと誘導するための支援策の充実

柱3 市民や事業者、寺社等との協働による景観づくりの推進

### ③ 景観デザインレビュー制度の創設

【境内の眺め】の近景デザイン保全区域内の景観特性や歴史・文化等の地域特性に応じ、寺社等の周辺における良好な景観を誘導するために、京都市眺望景観創生条例を進化させ、「景観デザインレビュー制度」を創設します。

#### ア) 制度の概要・目的

京都市眺望景観創生条例では、京都の優れた眺望景観を創生するために、市は必要な施策を実施し、市民及び事業者はそれぞれの立場からその創生に努めるという責務を定めています。

そこで、寺社等の歴史的資産の周辺において、自然、町並み、伝統、文化等の地域ごとの特性に応じ、適切に眺望景観を創生するため、景観への影響が大きい計画等に対して、事業者と市の担当者や専門家（景観アドバイザー）を交えた協議を行うための仕組みを構築します。

デザイン基準への適合にとどまらず、景観デザインレビューでの協議を通じて、地域の景観特性を共有し、地域特性に応じたデザインへと誘導します。

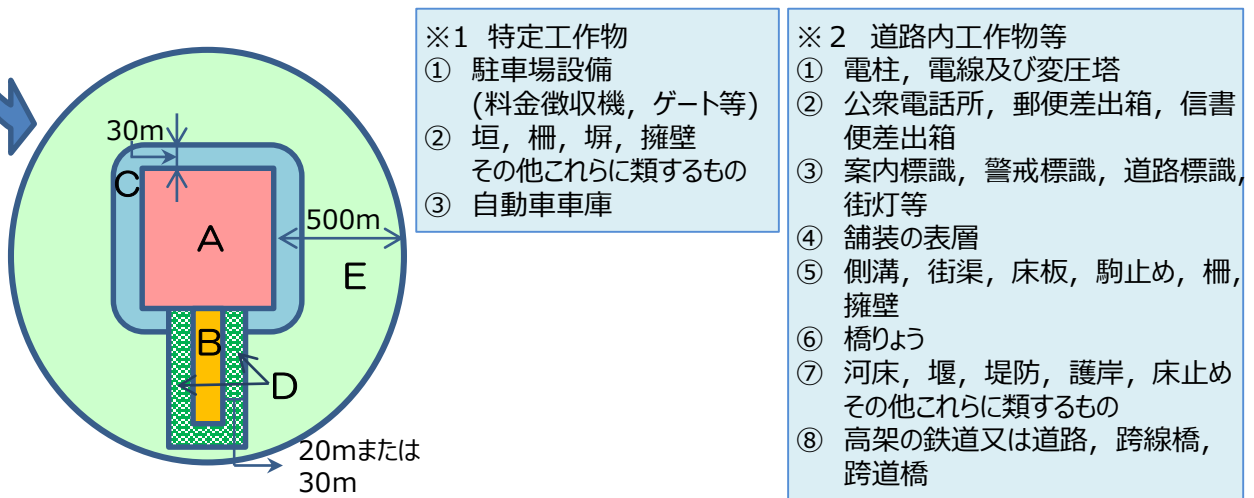
#### イ) 景観デザインレビューの対象

【境内の眺め】を定めた27箇所（3ページ参照）の視点場や近景デザイン保全区域を対象とし、種別に応じた行為等について、以下のとおりとします。

※ 区域の詳細については、17～30ページをご覧ください。

対象区域の種別		建築物	特定工作物 (※1)	道路内工作物等(※2)
A	視点場（境内）	新築，増築	新設	—
B	視点場（参道等）		—	新設
C	視点場（境内）から30mの範囲		新設	大規模な 新設
D	視点場（参道等）から20m または30mの範囲	大規模な新築，増築 (床面積2000㎡超)	大規模な 新設	
E	上記以外の 近景デザイン保全区域			

- ・ 視点場である寺社の境内及び参道等での建築行為等も対象とします。  
(ただし、文化財保護法により境内と一体的に保全されているものは除く)
- ・ 視点場（参道等）には、参道や門前の通りのほかに、歴史的資産に沿った道路等も含まれます。
- ・ 道路から視認できない増築などの小規模な建築行為の扱いや、工作物の対象規模等に関しては、規則等で別途定めます。



＜対象区域の種別イメージ図＞

## ウ) 各主体の役割

市は、対象区域（27箇所）の景観特性、歴史・文化・成り立ち等の情報を「歴史的資産周辺プロフィール」（11ページ参照）等により公開します。

事業者は、歴史的資産周辺プロフィールや周辺の状況等から地域の景観特性を確認し、「景観デザイン計画書」にそれらに対する「配慮事項」を明記し、計画の構想段階で市に届出をする必要があります。

## エ) 協議・助言

市は「景観デザイン計画書」に明記された「配慮事項」や、それが計画・デザインにどのように反映されたのかを確認し、それらについて事業者と協議を行います。

また、景観への影響が特に大きいと判断した場合は、専門知識を有する「景観アドバイザー」を招集し、「景観アドバイザー協議会」を実施します。

市は、「景観アドバイザー協議会」の内容を踏まえ、「助言書」を作成し、事業者に送付することで協議が完了したことを通知します。

## オ) 書類の閲覧

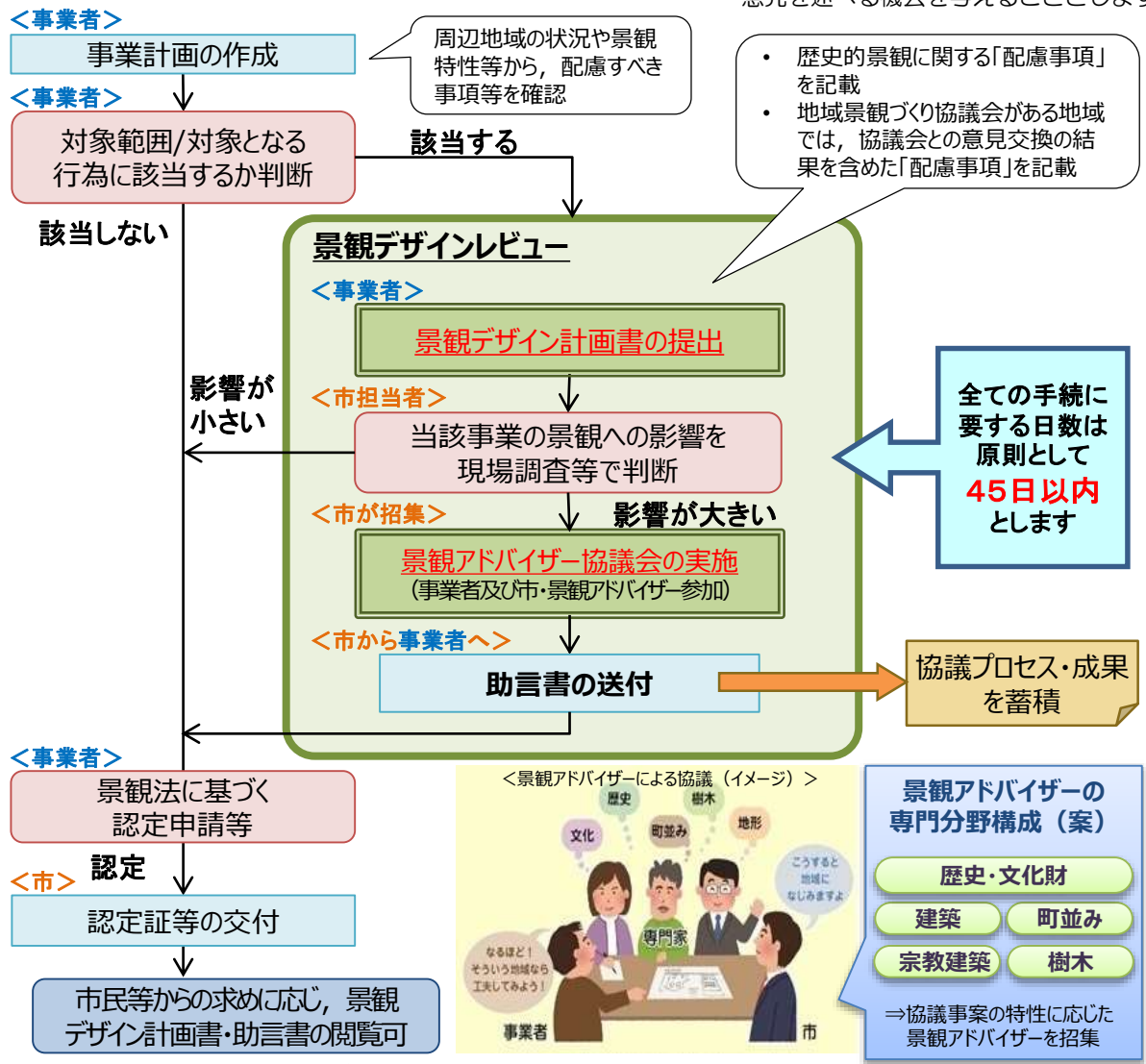
「景観デザイン計画書」及び「助言書」は、閲覧の請求があった場合、景観に関する許認可の手続が完了したのち、一般に閲覧できるようにします。

## カ) 公表等

市は、本制度の活用による良好な計画の事例を公表できるものとします。

一方で、行為者である建築主が、景観デザインレビューの手続を行わない場合には、手続を行うよう勧告できるものとします。また、建築主が勧告に従わないときは、その旨を公表できるものとします。

※ 市は、公表に先立って建築主が意見を述べる機会を与えることとします。



＜景観デザインレビュー制度の運用のフロー図 (イメージ)＞



## (2) デザイン基準のきめ細かな対応と方針の充実

柱1

建築物等の色彩やデザインについての  
規制と手続の充実

### <施策>

- ① 擁壁に関するデザインの基準を明確化します。
- ② 京都市景観計画及び風致保全計画における地域別方針を充実します。

### 改正する条例等

- ・京都市市街地景観整備条例
- ・京都市景観計画
- ・風致保全計画

### ① 擁壁に関するデザイン基準の明確化

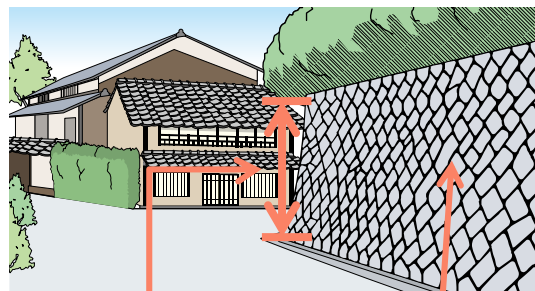
美観地区や建造物修景地区等における擁壁の「高さ」「形態意匠」「色彩」に関する詳細な基準を新たに定めることで、歴史的景観等との調和のとれたデザインの誘導を図ります。

#### 美観地区及び美観形成地区における基準（案）

高さ	5 m以下であること
形態意匠	(共通基準) 規模及び形態が、歴史的な建造物及び公共施設の外觀並びに周辺の町並みの景観と調和し、かつ、公共用空地から見て山並みその他の背景を大幅に覆い隠さないこと
	(歴史遺産型美観地区) 石積み又はこれと同等の風情を有するものであるなど、当該地区内の歴史的な町並みと調和する形態意匠とすること
	(歴史遺産型美観地区以外の地区) 当該地区内の良好な景観と調和のとれた形態意匠とすること
色彩	色彩その他の意匠が、周辺の町並みの景観に違和感を与えるものでないこと

#### 建造物修景地区における基準（案）

高さ	5 m以下であること
形態意匠	形態意匠は、周辺の町並みに違和感を与えるものでないこと
色彩	色彩その他の意匠が、周辺の町並みの景観に違和感を与えるものでないこと



例) 高さ5m以下

例) 石積みのような風情のあるもの

柱2

歴史的な建造物等の保全やより良い  
景観へと誘導するための支援策の充実

柱3

市民や事業者、寺社等との協働による  
景観づくりの推進

### ② 京都市景観計画及び風致保全計画における地域別方針の充実

寺社の集積や門前の集落等によって良好な景観が残る地域等については（45箇所<16ページ参照>）、寺社の周辺の状況に応じて、京都市景観計画や風致保全計画の地域別方針に配慮すべき事項を追記し、地域の景観特性に応じた計画を適切に誘導するための指針として充実します。



## 柱2：歴史的な建造物等の保全やより良い景観へと誘導するための支援策の充実

寺社等をはじめとする伝統的な建造物や樹木等は、維持管理にかかる費用の負担が大きく、近年、良好な状態で守り続けることが困難になってきています。

そこで、歴史的な建造物や樹木等を適正に維持管理するための支援策の充実を検討します。

また、市民や事業者、歴史的資産の所有者等と、地域の歴史的資産の価値や景観の特性、歴史、文化、成り立ち等を共有するための資料を作成・公開し、より良い景観への誘導を図ります。

### (1) 景観上重要な建造物や樹木・緑地に対する支援策の充実

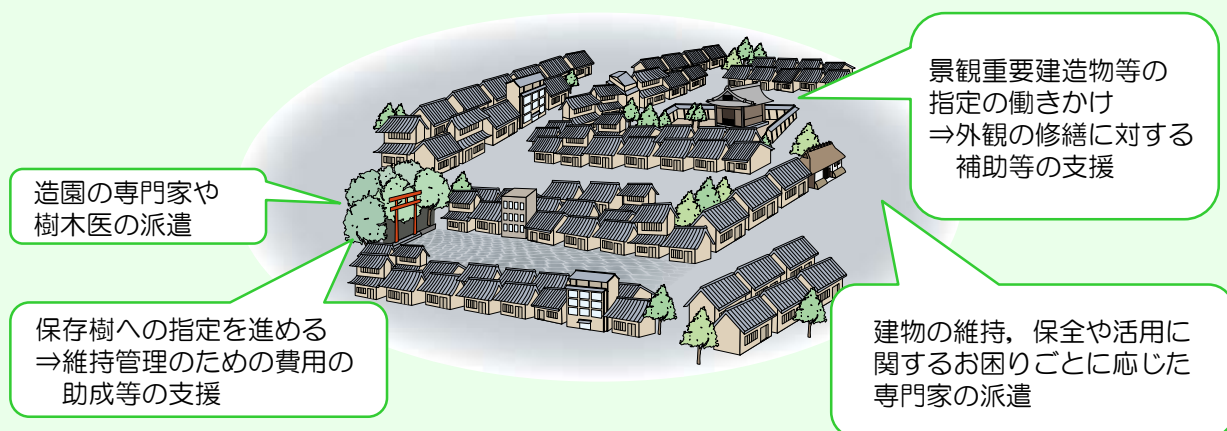
#### <施策>

- ① 景観上重要な建造物の指定を拡大し、修理等に係る補助制度の活用を促します。
- ② 景観上重要な樹木を保存樹として指定し、維持管理に関する支援を進めます。

#### 改正する条例等

- ・ 京都市景観計画

<景観上重要な建造物や樹木・緑地に対する支援策、専門家派遣制度の活用イメージ>



#### ① 景観重要建造物等の指定拡大

歴史的景観の核となる寺社や周辺の伝統的な建造物の維持・保全を図るため、以下の表に掲げる景観重要建造物等に積極的に指定し、建造物の外観の修理・修景等に係る補助制度の活用を進めます。

景観重要建造物	地域の自然、歴史、文化等からみて、外観が景観上の特徴を有する建造物
歴史的風致形成建造物	地域固有の歴史や伝統、営み等を反映した町並みや環境を形成している歴史的な建造物
界わい景観建造物	界わい景観整備地区内の景観を特徴づけており、地区の景観を保全する上で指標となる建造物



また、歴史的風致形成建造物の指定のための区域（歴史的風致維持向上計画における重点区域）の拡大を検討し、地域の歴史的な活動、営みと町並みを生かしたまちづくりの推進を目指します。

柱1  
建築物等の色彩やデザインについての  
規制と手続の充実

柱2  
歴史的な建造物等の保全やより良い  
景観へと誘導するための支援策の充実

柱3  
市民や事業者、寺社等との協働による  
景観づくりの推進

## ② 保存樹の指定の推進

保存樹とは、「京都市緑化の推進及び緑の保全に関する条例」に基づき、都市の景観を維持するために市長が指定する樹木やその集団です。

寺社等の境内地の樹木や社叢等の他、歴史的な建造物の敷地に存在する樹木等を保存樹に指定することによって、建造物と緑が一体となった歴史的景観の保全を進めます。

また保存樹に指定した樹木に対して、維持管理に必要な費用の助成等の支援を行います。



## (2) 専門家派遣制度の拡充

### <施策>

歴史的資産の所有者等のニーズに合わせた専門家の派遣を行います。

### 改正する条例等

- ・京都市市街地景観整備条例

現在、京都市では、地域の景観づくりを支援する専門家の派遣を行っています。今回、専門家派遣制度を拡充し、歴史的資産の所有者に対して、寺社や周辺の歴史的な建造物の維持管理や活用、樹木の管理等に関する知識を有し、実績のある専門家等の派遣を行います。

これによって、地域に存在する歴史的資産の適切な維持・活用と、地域の景観づくりに対する支援を一体的に進めます。

また、現在京都市では、歴史的な建造物を保存・活用し、後世に伝えるために活動する「京都市文化財マネージャー（建造物）」の育成・登録を行っています。今後も、歴史的資産の所有者の多様なニーズに対応するため、大工や建築士、造園や不動産、文化財等に詳しい専門家の育成を積極的に行います。

### 専門家派遣制度の活用事例①：歴史的資産の所有者



・建物や門・塀を修復したい。

建築設計・工務店・職人の派遣による技術的助言

・庭・樹木の管理に困っている。

造園の専門家・樹木医の派遣による技術的助言

### 専門家派遣制度の活用事例②：地域住民



・景観まちづくりの取組をサポートしてほしい。  
・寺社関係者と協力したい。

まちづくりコーディネーターの派遣による技術的助言

### Point!

- ・歴史的資産の所有者・地域住民等からの相談に応じて専門家を派遣
- ・派遣した専門家は、歴史的資産の所有者や地域住民等との関係性を構築

柱1

建築物等の色彩やデザインについての  
規制と手続の充実

柱2

歴史的な建造物等の保全やより良い  
景観へと誘導するための支援策の充実

柱3

市民や事業者、寺社等との協働による  
景観づくりの推進



### (3) より良い計画へと誘導するための支援

#### <施策>

- ① 寺社等とその周辺の景観の特徴等をまとめた「歴史的資産周辺プロファイル」を作成・公開します。
- ② 建築物等のデザインについてアドバイスを行う「京都市優良デザイン促進制度」を積極的に運用します。

#### ① 歴史的資産周辺プロファイルの作成・公開

今回、27箇所の寺社等の周辺で近景デザイン保全区域を定め、景観デザインレビューの процедуруを求めますが、その寺社等の歴史的資産の価値や重要性、周辺地域の歴史や文化、成り立ち、景観の特徴等について、「歴史的資産周辺プロファイル」としてまとめ、公開します。

「歴史的資産周辺プロファイル」によって、地域の歴史性・景観特性について、その地域で新たに開発等を計画される事業者と京都市が守るべき価値を共有し、景観デザインレビュー制度における協議を円滑にするための支援を行います。

<歴史的資産周辺プロファイルのイメージ>



#### ② 京都市優良デザイン促進制度の積極的な運用

京都市優良デザイン促進制度は、建築物等を計画する際に、市長が委嘱した景観アドバイザーから、事業者等が無償で建築物のデザイン等についてアドバイスを受けられる制度です。

景観アドバイザーのアドバイスにより、計画地周辺の景観特性を踏まえた計画方針を整えていただき、より優良なデザインを実現していただくことにつながるため、積極的な運用を進めます。



事業者と景観アドバイザーとの協議

柱1  
建築物等の色彩やデザインについての  
規制と手続の充実

柱2  
歴史的な建造物等の保全やより良い  
景観へと誘導するための支援策の充実

柱3  
市民や事業者、寺社等との協働による  
景観づくりの推進

## 柱3：市民や事業者、寺社等との協働による景観づくりの推進

柱1

建築物等の色彩やデザインについての規制と手続の充実

歴史的景観の保全のためには、その地域で大切に守るべきものを、市民や事業者、寺社等が共有し、普段から一緒に考え、協働する景観づくりを進めていく必要があります。そのため、景観に関するあらゆる「情報」を共有できるシステムの構築を検討するとともに、寺社等とも連携した景観づくりを進めていきます。

歴史的資産がその価値に相応しい形で活用され、歴史的資産の所有者と近隣住民の相互連携を進めることにより、個性と活力あふれる景観づくり・まちづくりを推進します。

### (1) 景観に関するあらゆる「情報」を共有・発信するしくみの構築

#### <施策>

景観情報共有システム（ウェブGIS）を構築・公開し、市内の歴史的資産や景観に関する施策等について、インターネット上の地図に掲載することで、共有できる環境を整えます。

柱2

歴史的な建造物等の保全やより良い景観へと誘導するための支援策の充実

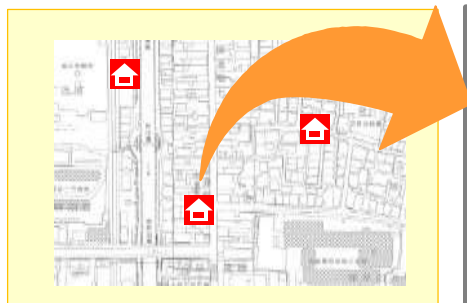
#### ① 景観情報共有システム（ウェブGIS）の構築・公開

歴史的資産や景観に関する様々な情報、関連施策について、インターネット上の地図に視覚的に分かりやすく整理したものを掲載することで、市民や事業者、寺社等と共有できる仕組みを構築します。

また、京都市から情報を発信するだけでなく、市民や事業者、寺社等からも地域の景観に関する意見や情報等を投稿できるようにし、相互に情報発信、共有することができる環境整備を目指します。

景観情報共有システムや歴史的資産周辺プロフィール（11ページ参照）は、景観に配慮した建築物の事例や景観重要建造物等の特徴、地域のまちづくりに関する情報などを蓄積し、継続的に更新・充実することで、歴史的景観の創生につなげます。

#### <景観情報共有システムのイメージ>



 京町家（景観重要建造物）

番号：●  
名称：●● 地区名：●● 区  
説明：  
●●家の所在する付近は、南北に貫通する本町通に沿って商店と住宅の混在する町並みが続く。  
主屋は文久元年（1861年）築で、1階は格子戸、出格子、つし2階は丈の低いむしこ窓を2箇所に開く。伏見の街道筋の町家として地域様式をよく継承する形となっている。  
間口の広い主屋のファサードが、南隣の家屋とともに存在感を示し、T字路のアイストップともなっており、本町通沿いの景観の形成に重要な建物である。



なるほど！！  
この地域にはこんなに多くの京町家や歴史的資産があるんだな

柱3

市民や事業者、寺社等との協働による景観づくりの推進



## (2) 寺社等と連携した景観づくり・まちづくりの推進

### <施策>

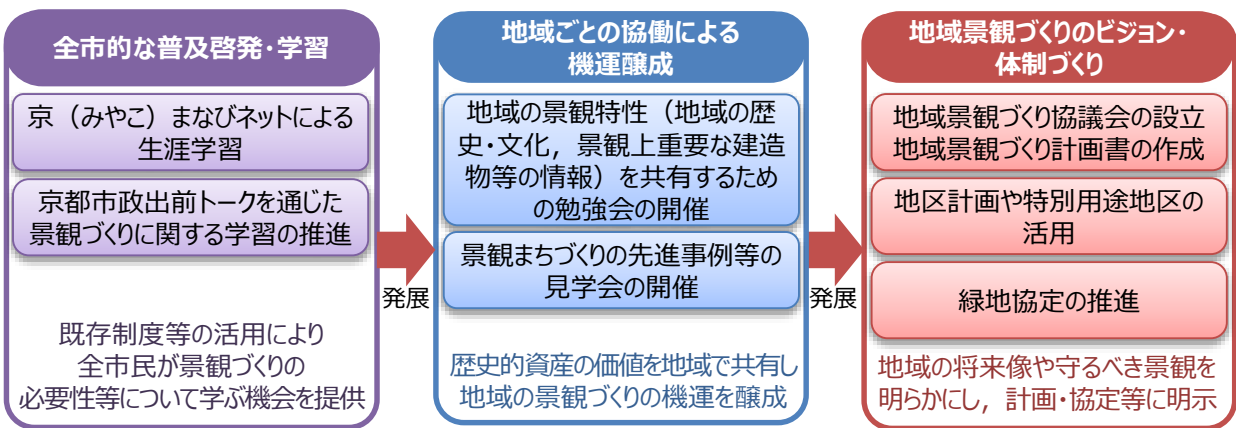
- ① 地域景観づくり協議会制度等の推進により、個性と活力あふれるまちづくりを目指します。
- ② 地域の歴史的資産や特徴を生かしたまちづくりを推進します。
- ③ 地域状況に応じた都市計画制度の導入を検討します。
- ④ 緑地協定の締結による一体的な緑の保全を推進します。

### 改正する条例等

- ・ 京都市景観計画
- ・ 京都市市街地景観整備条例

全市的に景観への意識の醸成を進めることに併せて、各地域で景観特性の共有や、ビジョン、ルールづくり等への支援を進めます。

例えば、全市を対象に景観づくりに関する普及啓発や学習の取組を行うとともに、地域の景観重要建造物等の特徴を共有するための学習会・見学会等への支援を行い、地域の状況に応じた取組を発展させます。



### ① 地域景観づくり協議会制度等の推進

地域住民や歴史的資産の所有者が、地域の景観の特徴や将来像をまとめて、公開することや、事業者等との意見交換を通じて、地域に相応しい景観づくりを行う地域景観づくり協議会制度等を推進します。

#### ● 地域景観づくり協議会制度とは…

##### ■ 制度の目的

地域の方々が想いや方向性を共有し、新たにその地域で建築される方々と一緒になって、地域の景観づくりを進めていくことを目的とした制度です。



##### ■ 制度の仕組み 普段からのつながりづくり

- ① まとまった地域において、景観づくりのための「協議会」をつくります。
- ② 地域で大切にしたいことや残したいことを確認し、めざすまちの姿を「計画書」にまとめます。

①「協議会」と②「計画書」を京都市が認定します

##### 話し合いの機会づくり

新しく地域で建築される方や事業者に対して、建物を建てたりする前に、地域のこと、地域で大切にしていることなどを伝えることができます。

平成29年7月現在、市内で10地区の地域景観づくり協議会が活動しています。このうち、仁和寺門前の事例を紹介します。

#### 右京区 仁和寺門前まちづくり協議会



仁和寺は、888年に宇多天皇が創建し、今日では世界文化遺産に登録されています。その門前町は、緑豊かで閑静な住宅地となっています。

この地域では、住民が仁和寺とともに、地域固有の景観・静かな環境・古都の風情を保全し、後世に継承していくため、まちづくりに取り組まれています。

柱1

建築物等の色彩やデザインについての規制と手続の充実

柱2

歴史的な建造物等の保全やより良い景観へと誘導するための支援策の充実

柱3

市民や事業者、寺社等との協働による景観づくりの推進

## ② 地域の歴史的資産や特徴を生かしたまちづくりの推進

地域に存在する文化財や歴史的資産を把握し、その情報や価値を地域内で共有しながら、歴史的資産の所有者と地域の関係づくりを進めることで、景観づくりと地震や火災への対策を地域と一体的に進めることへつなげます。

このように、地域の安全性を高めることや、地域の将来像に応じた歴史的資産の活用等を進めることなど、幅広い地域の課題やニーズに応じて、専門家の派遣や見学会等に対する支援を行い、地域の歴史的資産や特徴を生かしたまちづくりを推進します。



## ③ 地域状況に応じた都市計画制度の導入の検討

地域の将来像や守るべき環境を明らかにしながら、それを実現するための建築物の用途の制限等を定め、伝統的な建築物を利活用することにより、その維持保全を促し、地域の歴史的な景観や営み、環境を保全します。

そのために、寺社等の歴史的資産の周辺において、伝統的な建造物を活用してその地域の歴史や伝統を生かした物品の販売、料理の提供、工芸品の製造等を行うことができるような都市計画制度の活用を検討します。



湖畔店舗群イメージ  
福島県白河市の  
歴史的風致維持向上地区計画の事例

## ④ 緑地協定の推進

緑地協定は、地域ぐるみで緑地の保全や緑化を進めるための協定を締結するものです。寺社やその周辺の地域において、一体的に緑を保全し、ふさわしい環境を保全するために緑地協定の活用を推進します。

## 今後の景観づくり及び新たな景観の創造について

京都市内には、数多くの寺社や歴史的資産があり、地域の歴史的景観を引き継いでいます。

今回の具体的施策に関する取組をきっかけにして、地域ごとの歴史的資産の価値を見つめ直し、公的な支援の充実だけでなく、地域住民やより広く市民等で支える機運づくりを進めます。

また、近代建築や自然景観等を含めた様々な歴史的資産を生かし、それらに相応しい景観の保全やまちづくりを進めていくこととします。

さらに、歴史的景観の保全に加えて、50年後、100年後を見据え、地域の特徴を生かしながら、新たに優れた景観を創造するという視点を大切にします。

今後も更なる都市格の維持・向上を目指し、文化首都としてふさわしい世界の人々を魅了し続ける京都の景観づくりを進めます。

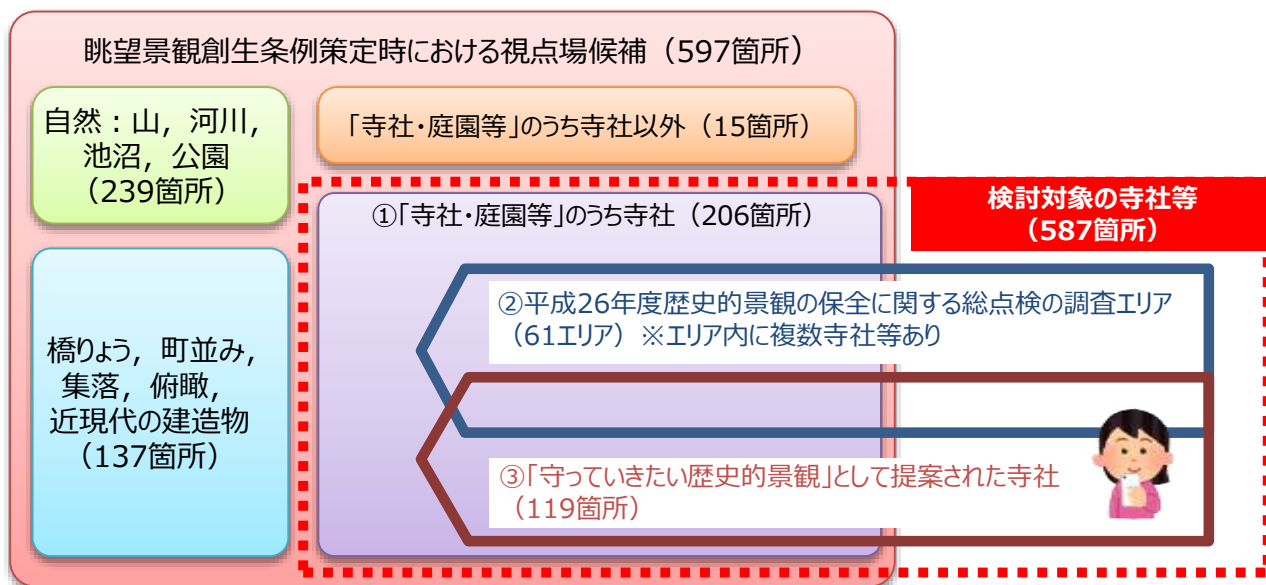


## 具体的施策（素案）における検討対象寺社等の選定の考え方

具体的施策（素案）の検討にあたっては、

- ① 京都市眺望景観創生条例策定時における視点場候補対象（平成18年）
- ② 歴史的景観の保全に関する総点検の調査エリア（平成26年）  
（世界遺産をはじめとする大規模寺社とその周辺、歴史的な建物がまとまって集積している地域等）
- ③ 『守っていききたい歴史的景観』の市民提案募集（平成28年）

を踏まえて対象寺社等の選定を行い、以下のとおり、①206箇所、②61エリア、③119箇所、合計587箇所を対象としました（61エリアには複数の寺社等を含みます）。



## 平成26年度歴史的景観の保全に関する総点検（61エリア）の寺社への対応の考え方

587箇所の検討対象のうち、とりわけ、平成26年度から総点検を行った61エリアについては、規模が大きく、地域の景観に与える影響が大きいため、「景観特性」と「緊急性」について、個別に評価を行いました。

その結果をもとに、「柱1 規制の充実」，「柱2 支援策の充実」，「柱3 景観づくりの推進」の具体的施策について、それぞれに必要な対応策を検討しました。

「柱1 規制の充実」については、61エリアのうち優れた「景観特性」が守れない恐れがあるものを、その「緊急性」に応じて、以下の対応を行うこととします。

- (1) 眺望景観創生条例に基づく視点場に追加する
- (2) 寺社等及びその周辺を「景観デザインレビュー制度」の対象とする
- (3) 景観計画及び風致保全計画の地域別方針に寺社等への配慮事項を追記する

特に、(1)「視点場」に追加し、(2)景観デザインレビューの対象とする寺社等については、以下の指標に基づいて選定しました。

### 【景観特性】

- a 敷地が広大で、歴史的・文化的に重要な建造物が集積し、樹木・社叢等を有するなど、優れた歴史的景観が存在する。
- b 世界文化遺産・本山・京都五山などに位置付けられている。

### 【緊急性】

- c 周辺の開発等によって、優れた景観が守れない恐れがある。

# 検討対象の587箇所への対応について

15ページで紹介した①の206箇所は、その眺めが歴史的な文献等で紹介されているもの、②の61エリアは、大規模であり地域の景観形成上重要なもの、③の119箇所は、市民からの関心が高いものであり、これら587箇所はすべて、歴史的景観を構成する重要な歴史的資産です。

②の61エリアに含まれない寺社については、その規模が比較的小さく、周辺景観との関係性・周辺景観に与える影響等から、「柱1：規制の充実」の対象には含めませんが、規模に関わらず、優れた歴史的景観を備える寺社が存在します。

そのため、587箇所すべてについては、「景観情報共有システム」に掲載し、広く市民に情報共有・発信を行い、それらの寺社の認知度向上、価値への理解醸成に努めることで、「柱3：景観づくりの推進」を実施することとします。

＜具体的施策（素案）の検討対象（587箇所）における対応一覧表＞

名称	近景デザイン保全区域		景観デザインレビュー対象	プロフィール作成	景観計画等の地域別方針の充実	景観情報共有システムへの掲載
	境内の眺め					
	境内	参道等				
01上賀茂神社 32清水寺 42龍安寺 39東寺 08京都御苑	20下鴨神社 06金閣寺 48天龍寺 60醍醐寺 26二条城	22銀閣寺 43仁和寺 37西本願寺 51桂離宮	○既	○	○既	○
50西芳寺 18修学院離宮	41高山寺					
04大徳寺 44妙心寺 23平安神宮 29建仁寺 32法観寺(八坂の塔)	12北野天満宮 38東本願寺 28知恩院	07相国寺 23南禅寺 31東福寺	○	○	○	○
09本法寺 30豊国神社 54伏見稻荷大社 12平野神社 16岩倉実相院 04今宮神社 26光明院 11浄福寺 45蚕ノ社 25仏光寺 48清涼寺 34本願寺山科別院 47車折神社	09妙顕寺 30智積院 36勤修寺 44法金剛院 38涉成園 28青蓮院 31泉涌寺 10本隆寺 24妙傳寺 27壬生寺 48大覚寺 55藤森神社 21田中神社	30三十三間堂 46梅宮大社 06等持院 28高台寺 45広隆寺 24寂光寺 50松尾大社 58御香宮神社			○	○
02西方寺 13立本寺 14鞍馬寺 19円通寺 25本能寺 33日ノ岡(大乘寺) 34若宮八幡宮 40蔵王堂光福寺 52本願寺西山別院 59城南宮(安楽寿院)	03久我神社 13成願寺 15三千院 23金戒光明寺 30法華寺 33北花山(華山寺) 35極楽寺 46長福寺 56海宝寺	05上品蓮台寺 14貴船神社 15寂光院 17蓮華寺 34山科三之宮 49春日神社 57仏国寺				○
61エリア以外の寺社						○
・「守っていききたい歴史的景観」として提案された寺社(119箇所) ・平成19年当時「寺社・庭園等」のうち寺社(206箇所)						○

視点場11箇所追加

27箇所について  
景観デザインレビュー  
の対象・歴史的資産周辺  
プロフィールの作成



31エリア  
(45箇所)について  
地域別方針に追記

検討対象としてきた寺社  
587箇所すべて  
について掲載

61  
エリア  
の  
寺  
社

# 【資料編②】 視点場及び近景デザイン保全区域等及び基準（案）

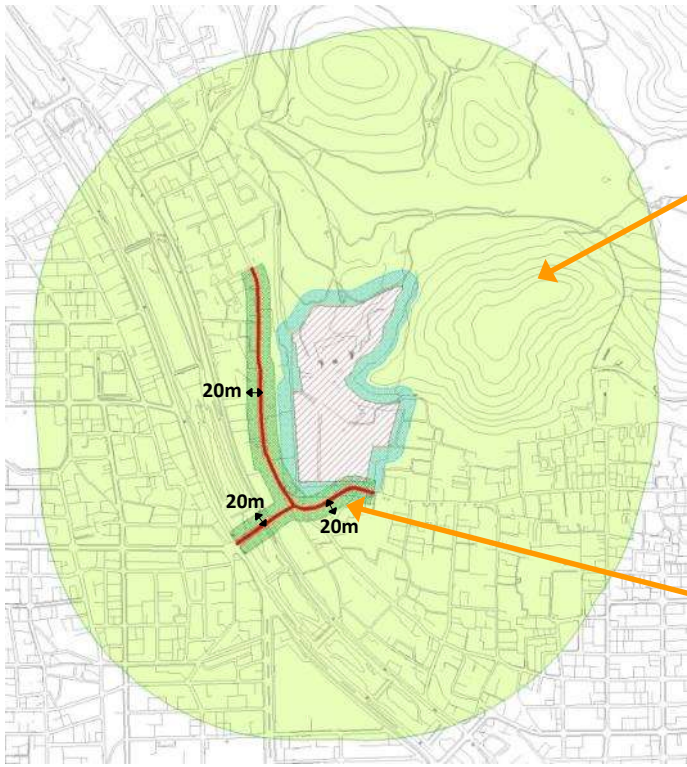
## 【境内の眺め】

凡例	近景デザイン保全区域（境内）
 視点場（境内）	近景デザイン保全区域（参道等）
 視点場（参道等）	視点場（境内）から30mの範囲

視点場から視認される建築物等は、以下の各表に掲げる基準に適合するものでなければならない。

## 賀茂別雷神社（上賀茂神社）

境内の眺めの基準 既存



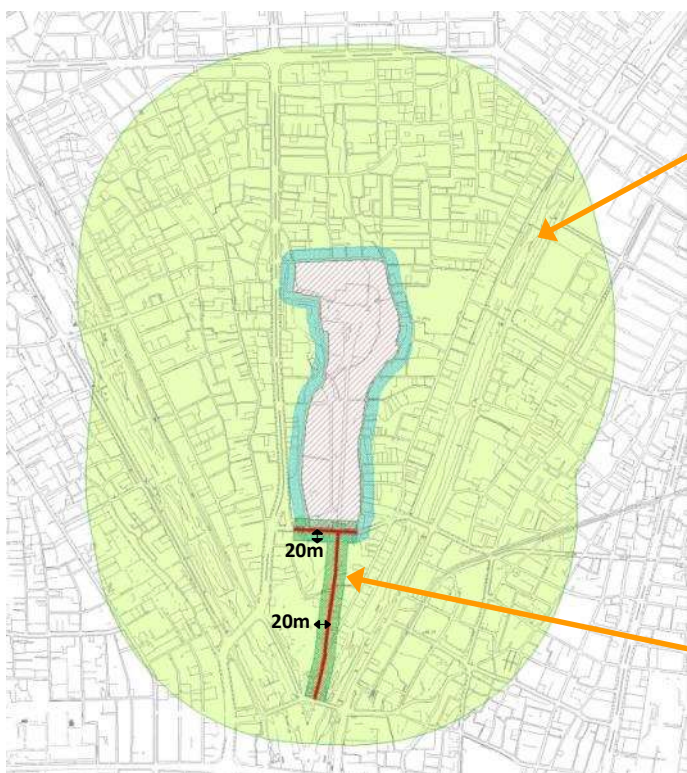
近景デザイン保全区域	1 建築物等は、賀茂別雷神社境内の歴史的建造物、樹木等及びそれらの背景にある空間によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。	
	2 建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。	
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定勾配屋根とすること。</li> <li>・ 形状は、切妻、寄棟又は入母屋とすること。</li> <li>・ 日本瓦又は銅板で葺かれていること。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 塔屋を設けないこと。</li> <li>・ 建築物等の各部分は、境内の歴史的建造物等及び周辺の山並みの良好な眺めを阻害しないものとする。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、境内の歴史的建造物、樹木等及び周辺の自然景観との調和に配慮したものとすること。</li> <li>・ 良好な境内の眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。</li> </ul>	

参道等の眺めの基準（案） 新規

近景デザイン保全区域	1 建築物等は、御蔭橋や賀茂別雷神社に面する通り（地方道61号線及び府道103号線）の歴史的な町並み及び連続する塀・樹木等によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。	
	2 建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。	
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定勾配屋根とすること。</li> <li>・ 形状は、切妻、寄棟又は入母屋とすること。</li> <li>・ 日本瓦又は銅板で葺かれていること。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 塔屋を設けないこと。</li> <li>・ 建築物等の各部分は、歴史的な町並みや連続する塀・樹木等と調和し、優れた通り景観を形成するものとする。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、歴史的な町並みや連続する塀・樹木等との調和に配慮したものとすること。</li> <li>・ 良好な通りの眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。</li> </ul>	

## 賀茂御祖神社（下鴨神社）

境内の眺めの基準 既存



近景デザイン保全区域	1 建築物等は、賀茂御祖神社境内の歴史的建造物、樹木等及びそれらの背景にある空間によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。	
	2 建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。	
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定勾配屋根とすること。</li> <li>・ 形状は、切妻、寄棟又は入母屋とすること。</li> <li>・ 日本瓦又は銅板で葺かれていること。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 塔屋を設けないこと。</li> <li>・ 建築物等の各部分は、境内の歴史的建造物等の良好な眺めを阻害しないものとする。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、境内の歴史的建造物や樹木等との調和に配慮したものとすること。</li> <li>・ 良好な境内の眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。</li> </ul>	

参道等の眺めの基準（案） 新規

近景デザイン保全区域	1 建築物等は、参道や賀茂御祖神社に面する御蔭通の歴史的な町並み及び連続する塀・樹木等によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。	
	2 建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。	
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定勾配屋根とすること。</li> <li>・ 形状は、切妻、寄棟又は入母屋とすること。</li> <li>・ 日本瓦又は銅板で葺かれていること。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 塔屋を設けないこと。</li> <li>・ 建築物等の各部分は、歴史的な町並みや連続する塀・樹木等と調和し、優れた通り景観を形成するものとする。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、歴史的な町並みや連続する塀・樹木等との調和に配慮したものとすること。</li> <li>・ 良好な通りの眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。</li> </ul>	



凡例	近景デザイン保全区域 (境内)
視点場 (境内)	近景デザイン保全区域 (参道等)
視点場 (参道等)	視点場 (境内) から30mの範囲

視点場から視認される建築物等は、以下の各表に掲げる基準に適合するものでなければならない。

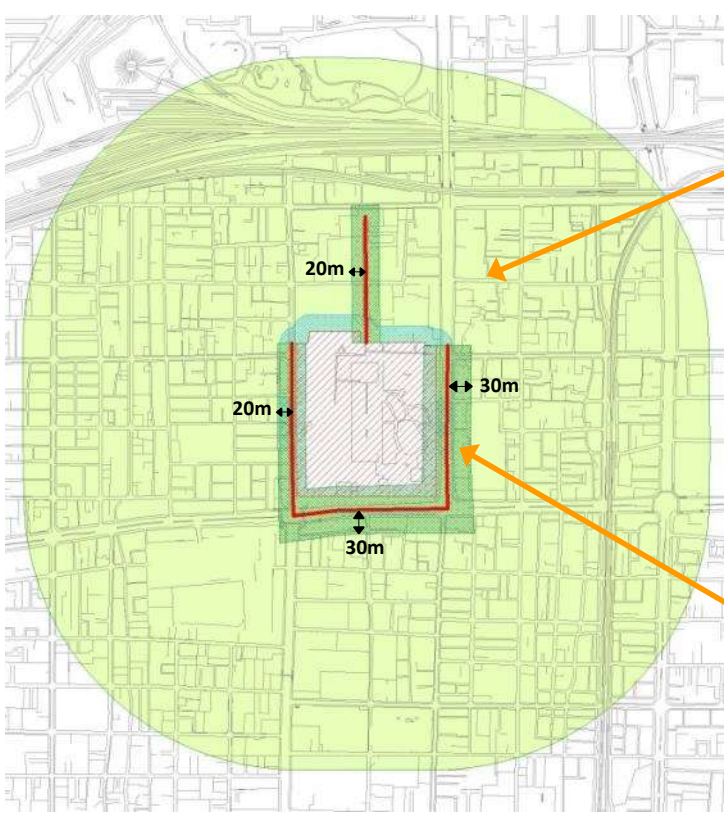
## 教王護国寺 (東寺)

### 境内の眺めの基準 既存

近景デザイン保全区域	1	建築物等は、教王護国寺境内の歴史的建造物、樹木等及びそれらの背景にある空間によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。
	2	建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 勾配屋根とすること。</li> <li>・ 塔屋を設けないこと。</li> <li>・ 建築物等の各部分は、境内の歴史的建造物等の良好な眺めを阻害しないものとする。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、境内の歴史的建造物や樹木等との調和に配慮したものとする。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 良好な境内の眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。</li> </ul>	

### 参道等の眺めの基準 (案) 新規

近景デザイン保全区域	1	建築物等は、北門参道や教王護国寺に面する大宮通・九条通・壬生通の歴史的な町並み及び連続する塀・樹木等によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。
	2	建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定勾配屋根とすること。</li> <li>・ 形状は、切妻、寄棟又は入母屋とすること。</li> <li>・ 日本瓦又は銅板その他金属板で葺かれていること。</li> <li>・ 塔屋を設けないこと。</li> <li>・ 建築物等の各部分は、歴史的な町並みや連続する塀・樹木等と調和し、優れた通り景観を形成するものであること。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、歴史的な町並みや連続する塀・樹木等との調和に配慮したものとする。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 良好な通りの眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。</li> </ul>	



## 清水寺

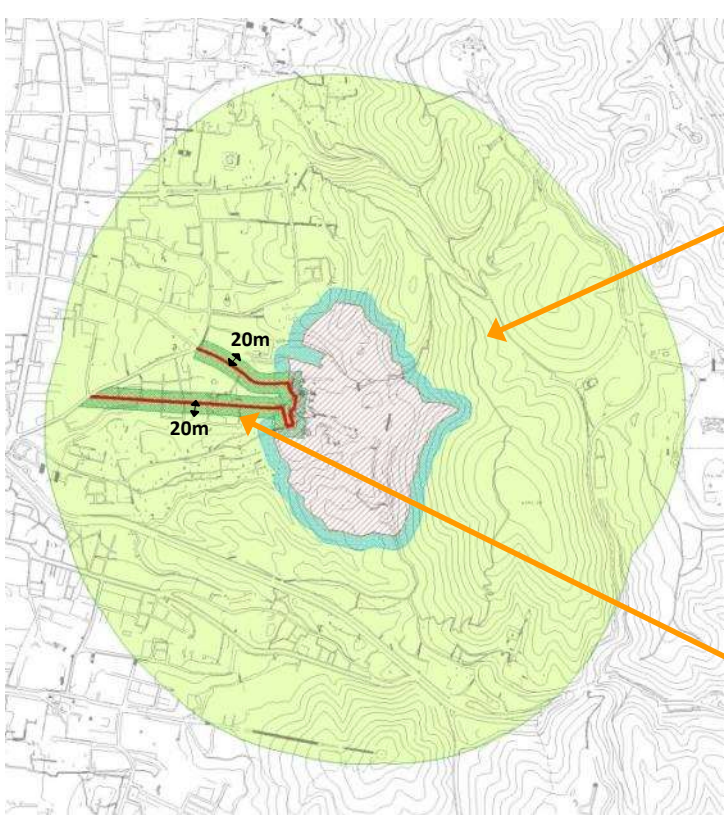
### 境内の眺めの基準 既存

近景デザイン保全区域	1	建築物等は、清水寺境内の歴史的建造物、樹木等及びそれらの背景にある空間によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。
	2	建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定勾配屋根とすること。</li> <li>・ 形状は、切妻、寄棟又は入母屋とすること。</li> <li>・ 日本瓦又は銅板で葺かれていること。</li> <li>・ 塔屋を設けないこと。</li> <li>・ 建築物等の各部分は、境内の歴史的建造物等及び周辺の山並みの良好な眺めを阻害しないものとする。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、境内の歴史的建造物、樹木等及び周辺の自然景観との調和に配慮したものとする。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 良好な境内の眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。</li> </ul>	

(※上記の他、清水寺「奥の院」からの市街地について、近景デザイン保全区域・遠景デザイン保全区域が指定されている。)

### 参道等の眺めの基準 (案) 新規

近景デザイン保全区域	1	建築物等は、参道(清水坂及び清水新道(茶碗坂))の歴史的な町並みによって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。
	2	建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定勾配屋根とすること。</li> <li>・ 形状は、切妻、寄棟又は入母屋とすること。</li> <li>・ 日本瓦又は銅板で葺かれていること。</li> <li>・ 塔屋を設けないこと。</li> <li>・ 建築物等の各部分は、歴史的な町並みと調和し、優れた通り景観を形成するものとする。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、歴史的な町並みとの調和に配慮したものとする。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 良好な通りの眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。</li> </ul>	



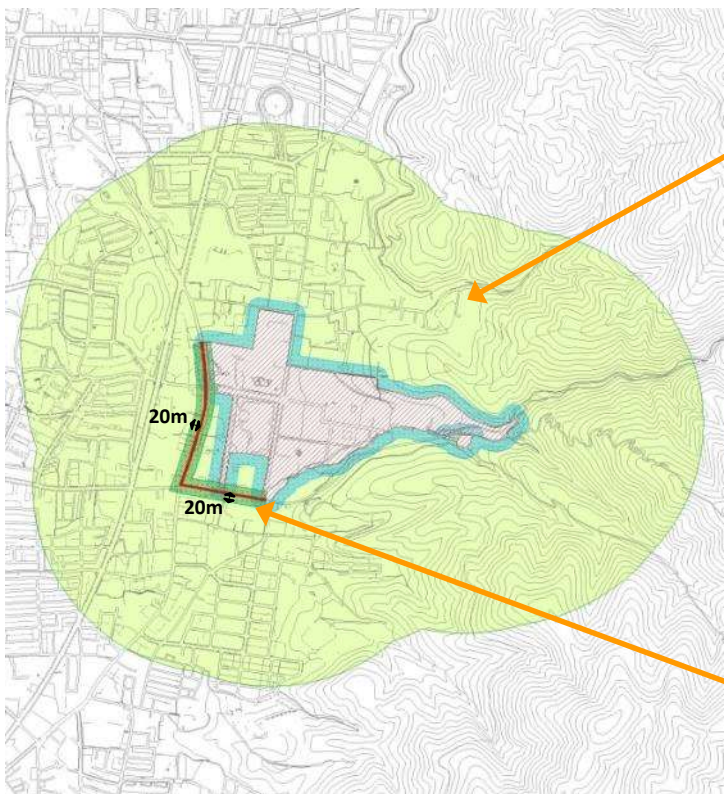


凡例	近景デザイン保全区域 (境内)
視点場 (境内)	近景デザイン保全区域 (参道等)
視点場 (参道等)	視点場 (境内) から30mの範囲

視点場から視認される建築物等は、以下の各表に掲げる基準に適合するものでなければならない。

## 醍醐寺

### 境内の眺めの基準 既存



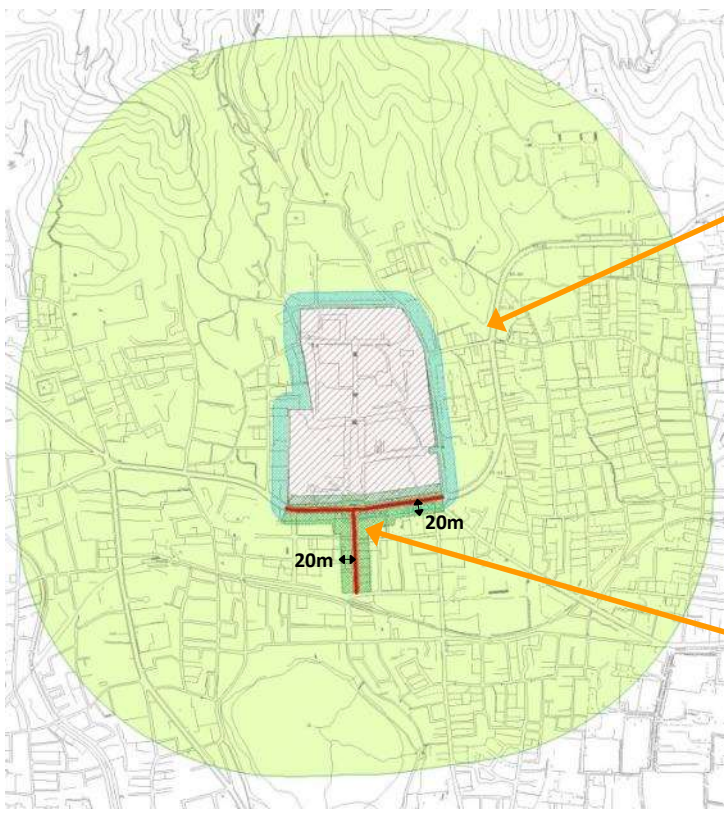
近景デザイン保全区域	1 建築物等は、醍醐寺境内の歴史的建造物、樹木等及びそれらの背景にある空間によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。	
	2 建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。	
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定勾配屋根とすること。</li> <li>・ 形状は、切妻、寄棟又は入母屋とすること。</li> <li>・ 日本瓦又は銅板で葺かれていること。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 塔屋を設けないこと。</li> <li>・ 建築物等の各部分は、境内の歴史的建造物等及び周辺の山並みの良好な眺めを阻害しないものとする。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、境内の歴史的建造物、樹木等及び周辺の自然景観との調和に配慮したものとすること。</li> </ul>	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 良好な境内の眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。</li> </ul>	

### 参道等の眺めの基準 (案) 新規

近景デザイン保全区域	1 建築物等は、醍醐寺門前や総門と南門に至る通り(旧奈良街道及び府道782号線)の歴史的な町並み及び塀・樹木等によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。	
	2 建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。	
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定勾配屋根とすること。</li> <li>・ 形状は、切妻、寄棟又は入母屋とすること。</li> <li>・ 日本瓦又は銅板で葺かれていること。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 塔屋を設けないこと。</li> <li>・ 建築物等の各部分は、歴史的町並みや連続する塀・樹木等と調和し、優れた通り景観を形成するものとする。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、歴史的な町並みや連続する塀・樹木等との調和に配慮したものとすること。</li> </ul>	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 良好な通りの眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。</li> </ul>	

## 仁和寺

### 境内の眺めの基準 既存



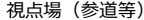


近景デザイン保全区域	1 建築物等は、仁和寺境内の歴史的建造物、樹木等及びそれらの背景にある空間によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。	
	2 建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。	
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定勾配屋根とすること。</li> <li>・ 形状は、切妻、寄棟又は入母屋とすること。</li> <li>・ 日本瓦又は銅板で葺かれていること。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 塔屋を設けないこと。</li> <li>・ 建築物等の各部分は、境内の歴史的建造物等及び周辺の山並みの良好な眺めを阻害しないものとする。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、境内の歴史的建造物、樹木等及び周辺の自然景観との調和に配慮したものとすること。</li> </ul>	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 良好な境内の眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。</li> </ul>	

### 参道等の眺めの基準 (案) 新規

近景デザイン保全区域	1 建築物等は、衣掛けの道や門前の町並み及び連続する塀・樹木等によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。	
	2 建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。	
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定勾配屋根とすること。</li> <li>・ 形状は、切妻、寄棟又は入母屋とすること。</li> <li>・ 日本瓦又は銅板で葺かれていること。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 塔屋を設けないこと。</li> <li>・ 建築物等の各部分は、門前の町並みや連続する塀・樹木等と調和し、優れた通り景観を形成するものとする。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、門前の町並みや連続する塀・樹木等との調和に配慮したものとすること。</li> </ul>	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 良好な通りの眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。</li> </ul>	

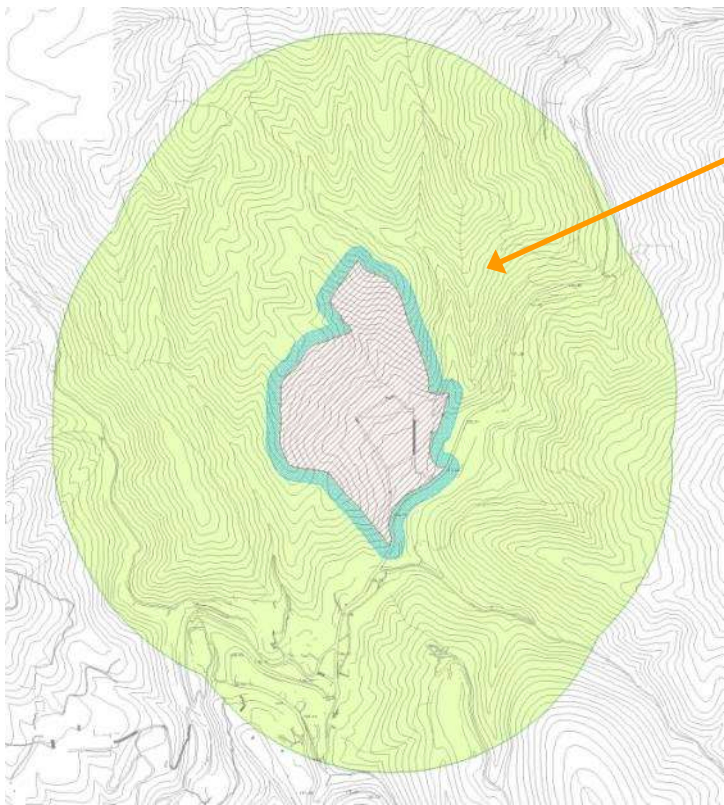


凡例		近景デザイン保全区域 (境内)
	視点場 (境内)	近景デザイン保全区域 (参道等)
	視点場 (参道等)	視点場 (境内) から30mの範囲

視点場から視認される建築物等は、以下の各表に掲げる基準に適合するものでなければならない。

## 高山寺

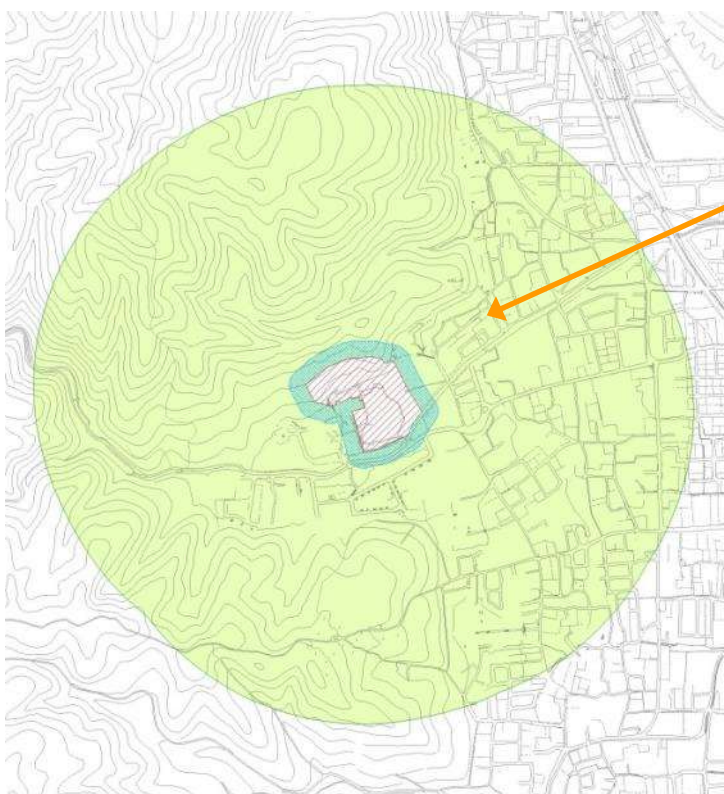
境内の眺めの基準 既存



近景デザイン保全区域	1 建築物等は、高山寺境内の歴史的建造物、樹木等及びそれらの背景にある空間によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。	
	2 建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。	
	屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定勾配屋根とすること。</li> <li>・ 形状は、切妻、寄棟又は入母屋とすること。</li> <li>・ 日本瓦又は銅板で葺かれていること。</li> </ul>
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 塔屋を設けないこと。</li> <li>・ 建築物等の各部分は、境内の歴史的建造物等及び周辺の山並みの良好な眺めを阻害しないものとする。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、境内の歴史的建造物、樹木等及び周辺の自然景観との調和に配慮したものとする。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 良好な境内の眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。</li> </ul>	

## 西芳寺

境内の眺めの基準 既存



近景デザイン保全区域	1 建築物等は、西芳寺境内の歴史的建造物、樹木等及びそれらの背景にある空間によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。	
	2 建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。	
	屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定勾配屋根とすること。</li> <li>・ 形状は、切妻、寄棟又は入母屋とすること。</li> <li>・ 日本瓦又は銅板で葺かれていること。</li> </ul>
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 塔屋を設けないこと。</li> <li>・ 建築物等の各部分は、境内の歴史的建造物等及び周辺の山並みの良好な眺めを阻害しないものとする。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、境内の歴史的建造物、樹木等及び周辺の自然景観との調和に配慮したものとする。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 良好な境内の眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。</li> </ul>	



凡例	近景デザイン保全区域 (境内)
視点場 (境内)	近景デザイン保全区域 (参道等)
視点場 (参道等)	視点場 (境内) から30mの範囲

視点場から視認される建築物等は、以下の各表に掲げる基準に適合するものでなければならない。

## 天龍寺

境内の眺めの基準 **既存**



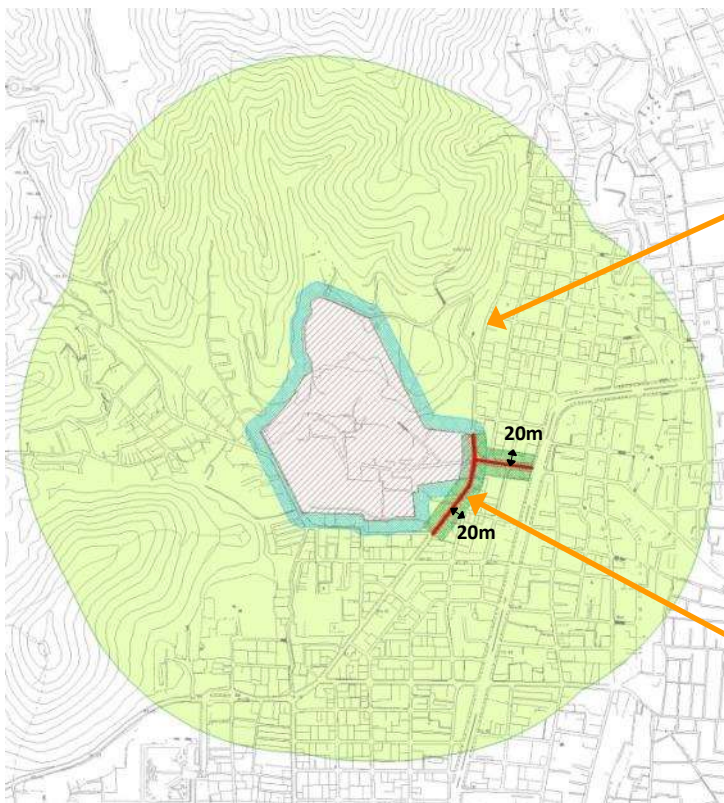
近景デザイン保全区域	1 建築物等は、天龍寺境内の歴史的建造物、樹木等及びそれらの背景にある空間によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。 2 建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。	
	屋根	・ 特定勾配屋根とすること。 ・ 形状は、切妻、寄棟又は入母屋とすること。 ・ 日本瓦又は銅板で葺かれていること。
	形態・意匠	・ 塔屋を設けないこと。 ・ 建築物等の各部分は、境内の歴史的建造物等の良好な眺めを阻害しないものとする。
	色彩	・ 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、境内の歴史的建造物や樹木等との調和に配慮したものとする。
	その他	・ 良好な境内の眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。

参道等の眺めの基準 (案) **新規**

近景デザイン保全区域	1 建築物等は、門前の歴史的な町並み及び連続する塀・樹木等によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。 2 建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。	
	屋根	・ 特定勾配屋根とすること。 ・ 形状は、切妻、寄棟又は入母屋とすること。 ・ 日本瓦又は銅板で葺かれていること。
	形態・意匠	・ 塔屋を設けないこと。 ・ 建築物等の各部分は、歴史的町並みや連続する塀・樹木等と調和し、優れた通り景観を形成するものとする。
	色彩	・ 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、歴史的な町並みや連続する塀・樹木等との調和に配慮したものとする。
	その他	・ 良好な通りの眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。

## 鹿苑寺 (金閣寺)

境内の眺めの基準 **既存**



近景デザイン保全区域	1 建築物等は、鹿苑寺境内の歴史的建造物、樹木等及びそれらの背景にある空間によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。 2 建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。	
	屋根	・ 特定勾配屋根とすること。 ・ 形状は、切妻、寄棟又は入母屋とすること。 ・ 日本瓦又は銅板で葺かれていること。
	形態・意匠	・ 塔屋を設けないこと。 ・ 建築物等の各部分は、境内の歴史的建造物等の良好な眺めを阻害しないものとする。
	色彩	・ 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、境内の歴史的建造物、樹木等及び周辺の自然景観との調和に配慮したものとする。
	その他	・ 良好な境内の眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。

参道等の眺めの基準 (案) **新規**

近景デザイン保全区域	1 建築物等は、衣掛けの道及び参道(鞍馬口通)の歴史的な町並み及び連続する石垣・樹木等によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。 2 建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。	
	屋根	・ 特定勾配屋根とすること。 ・ 形状は、切妻、寄棟又は入母屋とすること。 ・ 日本瓦又は銅板で葺かれていること。
	形態・意匠	・ 塔屋を設けないこと。 ・ 建築物等の各部分は、門前の町並みや連続する樹木等と調和し、優れた通り景観を形成するものとする。
	色彩	・ 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、門前の町並みや連続する樹木等との調和に配慮したものとする。
	その他	・ 良好な通りの眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。



凡例	近景デザイン保全区域 (境内)
視点場 (境内)	近景デザイン保全区域 (参道等)
視点場 (参道等)	視点場 (境内) から30mの範囲

視点場から視認される建築物等は、以下の各表に掲げる基準に適合するものでなければならない。

## 慈照寺 (銀閣寺)

### 境内の眺めの基準 既存

近景デザイン保全区域	1	建築物等は、慈照寺境内の歴史的建造物、樹木等及びそれらの背景にある空間によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。
	2	建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定勾配屋根とすること。</li> <li>・ 形状は、切妻、寄棟又は入母屋とすること。</li> <li>・ 日本瓦又は銅板で葺かれていること。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 塔屋を設けないこと。</li> <li>・ 建築物等の各部分は、境内の歴史的建造物等及び周辺の山並みの良好な眺めを阻害しないものとする。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、境内の歴史的建造物、樹木等及び周辺の自然景観との調和に配慮したものとする。</li> </ul>	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 良好な境内の眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。</li> </ul>	

(※上記の他、慈照寺「展望所」からの市街地について、近景デザイン保全区域・遠景デザイン保全区域が指定されている。)

### 参道等の眺めの基準 (案) 新規

近景デザイン保全区域	1	建築物等は、参道の歴史的な町並みによって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。
	2	建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定勾配屋根とすること。</li> <li>・ 形状は、切妻、寄棟又は入母屋とすること。</li> <li>・ 日本瓦又は銅板で葺かれていること。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 塔屋を設けないこと。</li> <li>・ 建築物等の各部分は、歴史的な町並みと調和し、優れた通り景観を形成するものとする。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、歴史的な町並みとの調和に配慮したものとする。</li> </ul>	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 良好な通りの眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。</li> </ul>	

## 龍安寺

### 境内の眺めの基準 既存

近景デザイン保全区域	1	建築物等は、龍安寺境内の歴史的建造物、樹木等及びそれらの背景にある空間によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。
	2	建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定勾配屋根とすること。</li> <li>・ 形状は、切妻、寄棟又は入母屋とすること。</li> <li>・ 日本瓦又は銅板で葺かれていること。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 塔屋を設けないこと。</li> <li>・ 建築物等の各部分は、境内の歴史的建造物等の良好な眺めを阻害しないものとする。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、境内の歴史的建造物、樹木等及び周辺の自然景観との調和に配慮したものとする。</li> </ul>	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 良好な境内の眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。</li> </ul>	

### 参道等の眺めの基準 (案) 新規

近景デザイン保全区域	1	建築物等は、参道の歴史的な町並み及び連続する樹木等によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。
	2	建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定勾配屋根とすること。</li> <li>・ 形状は、切妻、寄棟又は入母屋とすること。</li> <li>・ 日本瓦又は銅板で葺かれていること。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 塔屋を設けないこと。</li> <li>・ 建築物等の各部分は、歴史的な町並みや連続する塀・樹木等と調和し、優れた通り景観を形成するものとする。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、歴史的な町並みや連続する塀・樹木等との調和に配慮したものとする。</li> </ul>	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 良好な通りの眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。</li> </ul>	

凡例	近景デザイン保全区域 (境内)
視点場 (境内)	近景デザイン保全区域 (参道等)
視点場 (参道等)	視点場 (境内) から30mの範囲

視点場から視認される建築物等は、以下の各表に掲げる基準に適合するものでなければならない。

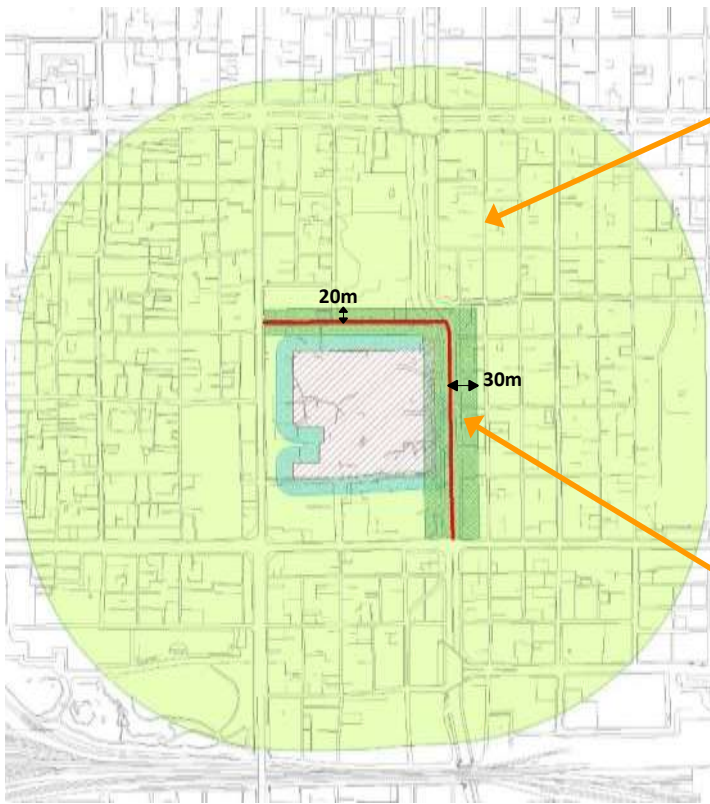
## 本願寺 (西本願寺)

### 境内の眺めの基準 既存

近景デザイン保全区域	1	建築物等は、本願寺境内の歴史的建造物、樹木等及びそれらの背景にある空間によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。
	2	建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 勾配屋根とすること。</li> <li>・ 塔屋を設けないこと。</li> <li>・ 建築物等の各部分は、境内の歴史的建造物等の良好な眺めを阻害しないものとする。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、境内の歴史的建造物や樹木等との調和に配慮したものとする。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 良好な境内の眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。</li> </ul>	

### 参道等の眺めの基準 (案) 新規

近景デザイン保全区域	1	建築物等は、本願寺に面する堀川通・花屋町通の歴史的な町並み及び連続する塀・樹木等によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。
	2	建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定勾配屋根とすること。</li> <li>・ 形状は、切妻、寄棟又は入母屋とすること。</li> <li>・ 日本瓦又は銅板その他の金属板で葺かれていること。</li> <li>・ 塔屋を設けないこと。</li> <li>・ 建築物等の各部分は、歴史的な町並みや連続する塀・樹木等と調和し、優れた通り景観を形成するものとする。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、歴史的な町並みや連続する塀・樹木等との調和に配慮したものとする。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 良好な通りの眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。</li> </ul>	



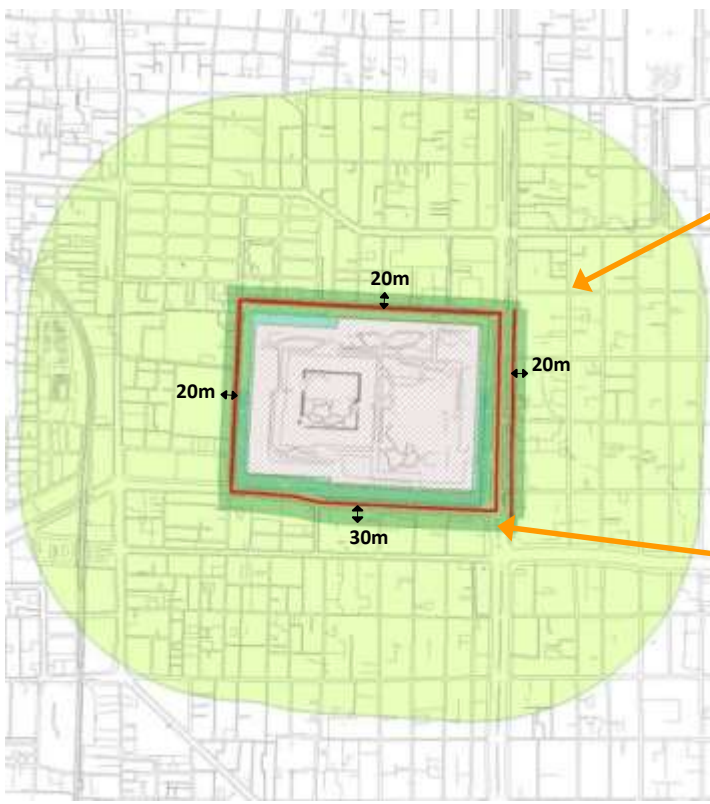
## 二条城

### 境内の眺めの基準 既存

近景デザイン保全区域	1	建築物等は、二条城の歴史的建造物、樹木等及びそれらの背景にある空間によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。
	2	建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 勾配屋根とすること。</li> <li>・ 塔屋を設けないこと。</li> <li>・ 建築物等の各部分は、城郭内の歴史的建造物等の良好な眺めを阻害しないものとする。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、城郭内の歴史的建造物や樹木等との調和に配慮したものとする。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 良好な城郭内の眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。</li> </ul>	

### 参道等の眺めの基準 (案) 新規

近景デザイン保全区域	1	建築物等は、二条城に面する堀川通・東堀川通・竹屋町通・美福通・御池通の連続する石垣・樹木等によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。
	2	建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 勾配屋根とすること。</li> <li>・ 塔屋を設けないこと。</li> <li>・ 建築物等の各部分は、連続する石垣や樹木等と調和し、優れた通り景観を形成するものとする。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、連続する石垣や樹木等との調和に配慮したものとする。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 良好な通りの眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。</li> </ul>	



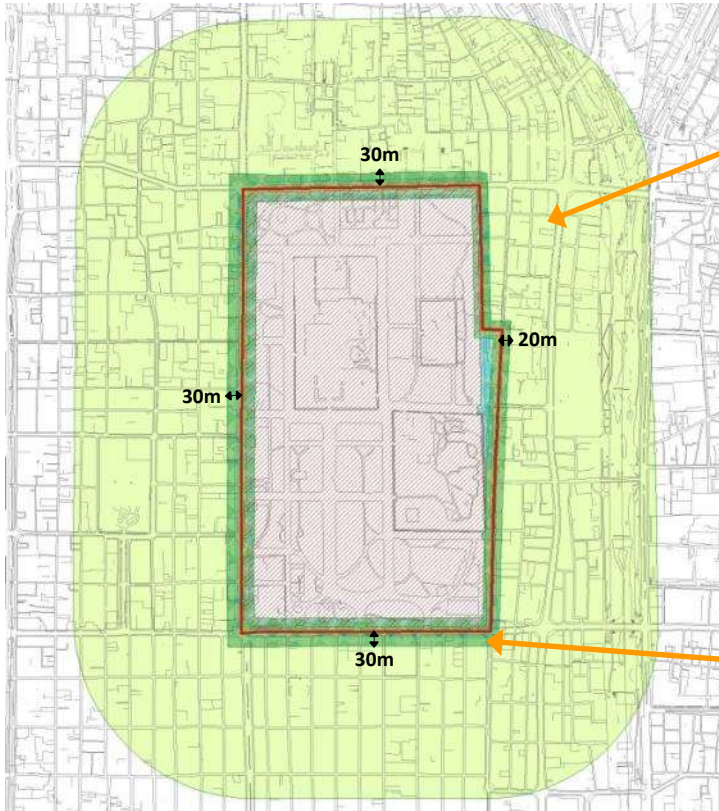


凡例	近景デザイン保全区域 (境内)
視点場 (境内)	近景デザイン保全区域 (参道等)
視点場 (参道等)	視点場 (境内) から30mの範囲

視点場から視認される建築物等は、以下の各表に掲げる基準に適合するものでなければならない。

## 京都御苑

### 境内の眺めの基準 既存



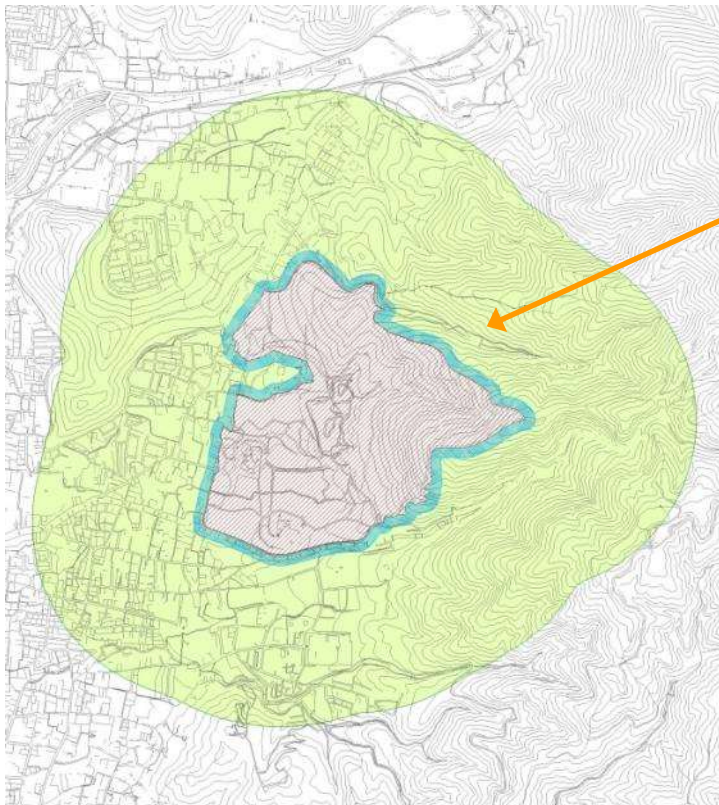
近景デザイン保全区域	1 建築物等は、京都御苑の歴史的建造物、樹木等及びそれらの背景にある空間によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。	
	2 建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。	
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 勾配屋根とすること。</li> <li>・ 塔屋を設けないこと。</li> <li>・ 建築物等の各部分は、御苑内の歴史的建造物等の良好な眺めを阻害しないものとする。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、御苑内の歴史的建造物や樹木等との調和に配慮したものとする。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 良好な御苑内の眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。</li> </ul>	

### 参道等の眺めの基準 (案) 新規

近景デザイン保全区域	1 建築物等は、京都御苑に面する今出川通・烏丸通・丸太町通・寺町通の連続する樹木・石垣等によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。	
	2 建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。	
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 勾配屋根とすること。</li> <li>・ 塔屋を設けないこと。</li> <li>・ 建築物等の各部分は、連続する樹木・石垣等と調和し、優れた通り景観を形成するものとする。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、連続する樹木・石垣等との調和に配慮したものとする。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 良好な通りの眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。</li> </ul>	

## 修学院離宮

### 境内の眺めの基準 既存



近景デザイン保全区域	1 建築物等は、修学院離宮の歴史的建造物、樹木等及びそれらの背景にある空間によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。	
	2 建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。	
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定勾配屋根とすること。</li> <li>・ 形状は、切妻、寄棟又は入母屋とすること。</li> <li>・ 日本瓦又は銅板で葺かれていること。</li> <li>・ 塔屋を設けないこと。</li> <li>・ 建築物等の各部分は、離宮内の歴史的建造物等及び周辺の山並みの良好な眺めを阻害しないものとする。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、御苑内の歴史的建造物や樹木等との調和に配慮したものとする。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 良好な離宮内の眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。</li> </ul>	

(※上記の他、「隣雲亭」からの岩倉方面について、近景デザイン保全区域・遠景デザイン保全区域が指定されている。)

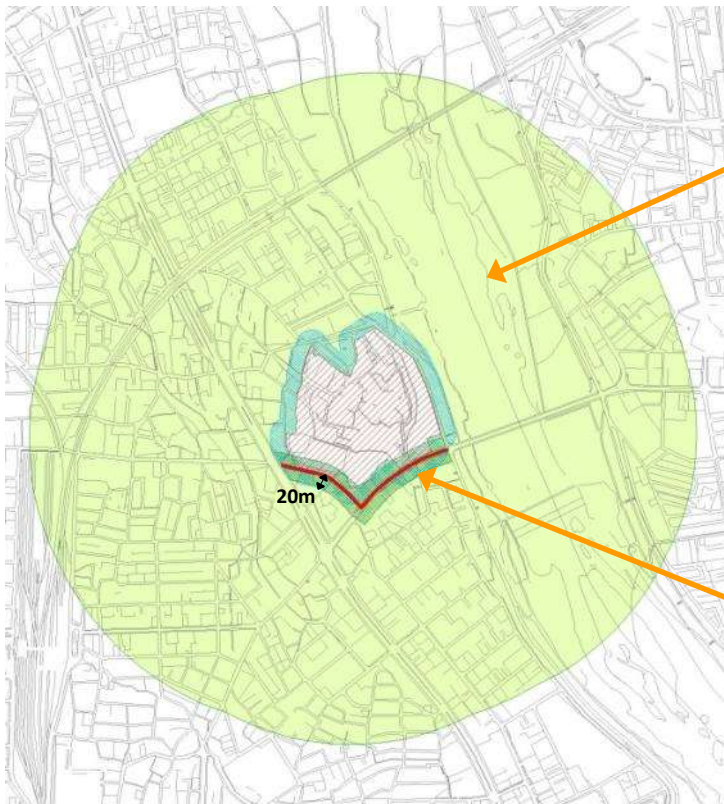


凡例	近景デザイン保全区域 (境内)
視点場 (境内)	近景デザイン保全区域 (参道等)
視点場 (参道等)	視点場 (境内) から30mの範囲

視点場から視認される建築物等は、以下の各表に掲げる基準に適合するものでなければならない。

## 桂離宮

### 境内の眺めの基準 既存



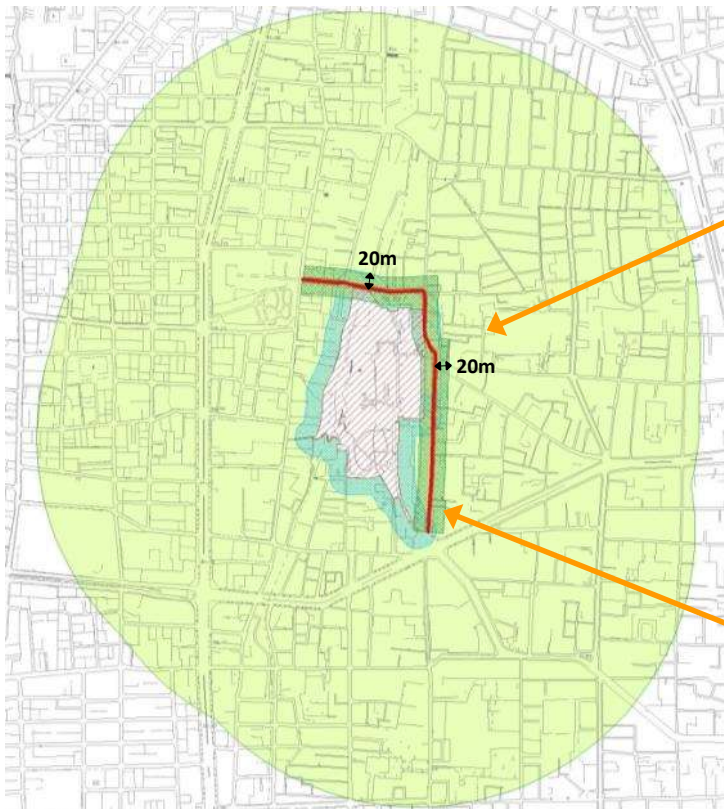
近景デザイン保全区域	1 建築物等は、桂離宮の歴史的建造物、樹木等及びそれらの背景にある空間によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。 2 建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。	
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋根           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定勾配屋根とすること。</li> <li>・ 形状は、切妻、寄棟又は入母屋とすること</li> <li>・ 日本瓦又は銅板で葺かれていること。</li> </ul> </li> <li>・ 塔屋を設けないこと。</li> <li>・ 建築物等の各部分は、離宮内の歴史的建造物等の良好な眺めを阻害しないものとする。</li> </ul>
	色彩	・ 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、離宮内の歴史的建造物や樹木等との調和に配慮したものとすること。
	その他	・ 良好な離宮内の眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。

### 参道等の眺めの基準 (案) 新規

近景デザイン保全区域	1 建築物等は、桂離宮に面する山陰街道・豆田街道の歴史的な町並み及び連続する樹木・塀等によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。 2 建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。	
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋根           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定勾配屋根とすること。</li> <li>・ 形状は、切妻、寄棟又は入母屋とすること。</li> <li>・ 日本瓦又は銅板で葺かれていること。</li> </ul> </li> <li>・ 塔屋を設けないこと。</li> <li>・ 建築物等の各部分は、歴史的な町並みや連続する塀・樹木等と調和し、優れた通り景観を形成するものとする。</li> </ul>
	色彩	・ 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、歴史的な町並みや連続する塀・樹木等との調和に配慮したものとすること。
	その他	・ 良好な通りの眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。

## 北野天満宮

### 境内の眺めの基準 (案) 新規



近景デザイン保全区域	1 建築物等は、北野天満宮境内の歴史的建造物、樹木等及びそれらの背景にある空間によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。 2 建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。	
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋根           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 勾配屋根とすること。</li> </ul> </li> <li>・ 塔屋を設けないこと。</li> <li>・ 建築物等の各部分は、境内の歴史的建造物等の良好な眺めを阻害しないものとする。</li> </ul>
	色彩	・ 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、境内の歴史的建造物や樹木等との調和に配慮したものとすること。
	その他	・ 良好な境内の眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。

### 参道等の眺めの基準 (案) 新規

近景デザイン保全区域	1 建築物等は、北野天満宮に面する御前通・翔鸞緯5号線の歴史的な町並み及び連続する塀・樹木等によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。 2 建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。	
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋根           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定勾配屋根とすること。</li> <li>・ 形状は、切妻、寄棟又は入母屋とすること。</li> <li>・ 日本瓦又は銅板で葺かれていること。</li> </ul> </li> <li>・ 塔屋を設けないこと。</li> <li>・ 建築物等の各部分は、歴史的な町並みや連続する塀・樹木等と調和し、優れた通り景観を形成するものとする。</li> </ul>
	色彩	・ 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、歴史的な町並みや連続する塀・樹木等との調和に配慮したものとすること。
	その他	・ 良好な通りの眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。

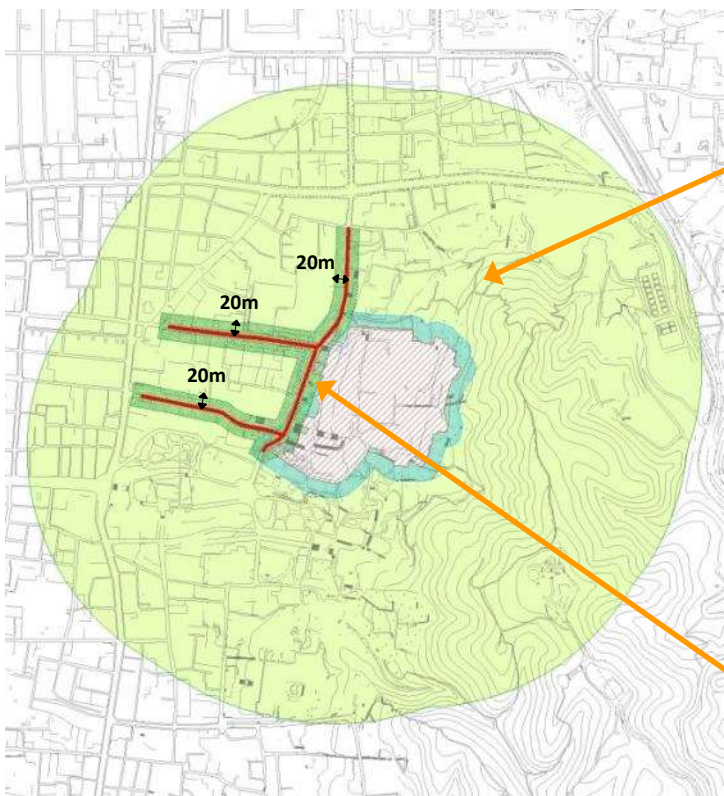


凡例	近景デザイン保全区域 (境内)
視点場 (境内)	近景デザイン保全区域 (参道等)
視点場 (参道等)	視点場 (境内) から30mの範囲

視点場から視認される建築物等は、以下の各表に掲げる基準に適合するものでなければならない。

## 知恩院

### 境内の眺めの基準 (案) 新規



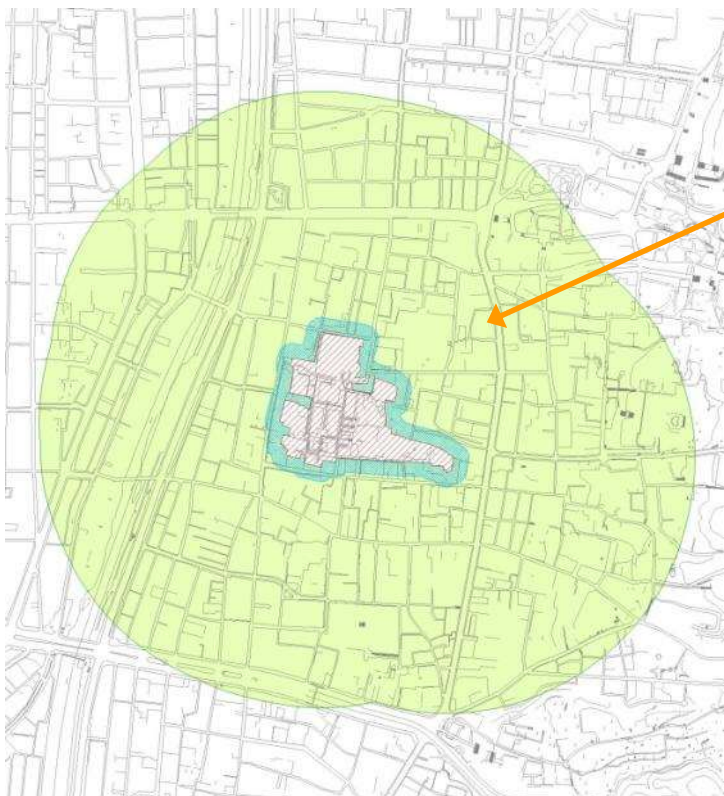
近景デザイン保全区域	1 建築物等は、知恩院境内の歴史的建造物、樹木等及びそれらの背景にある空間によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。	
	2 建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。	
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定勾配屋根とすること。</li> <li>・ 形状は、切妻、寄棟又は入母屋とすること。</li> <li>・ 日本瓦又は銅板で葺かれていること。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 塔屋を設けないこと。</li> <li>・ 建築物等の各部分は、境内の歴史的建造物等及び周辺の山並みの良好な眺めを阻害しないものとする。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、境内の歴史的建造物、樹木等及び周辺の自然景観との調和に配慮したものとすること。</li> </ul>	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 良好な境内の眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。</li> </ul>	

### 参道等の眺めの基準 (案) 新規

近景デザイン保全区域	1 建築物等は、知恩院参道や神宮道の歴史的な町並み及び連続する塀・樹木等によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。	
	2 建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。	
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定勾配屋根とすること。</li> <li>・ 形状は、切妻、寄棟又は入母屋とすること。</li> <li>・ 日本瓦又は銅板で葺かれていること。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 塔屋を設けないこと。</li> <li>・ 建築物等の各部分は、歴史的な町並みや連続する塀・樹木等と調和し、優れた通り景観を形成するものとする。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、歴史的な町並みや連続する塀・樹木等との調和に配慮したものとすること。</li> </ul>	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 良好な通りの眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。</li> </ul>	

## 建仁寺

### 境内の眺めの基準 (案) 新規



近景デザイン保全区域	1 建築物等は、建仁寺境内の歴史的建造物、樹木等及びそれらの背景にある空間によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。	
	2 建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。	
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 勾配屋根とすること。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 塔屋を設けないこと。</li> <li>・ 建築物等の各部分は、境内の歴史的建造物等の良好な眺めを阻害しないものとする。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、境内の歴史的建造物や樹木等との調和に配慮したものとすること。</li> </ul>	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 良好な境内の眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。</li> </ul>	

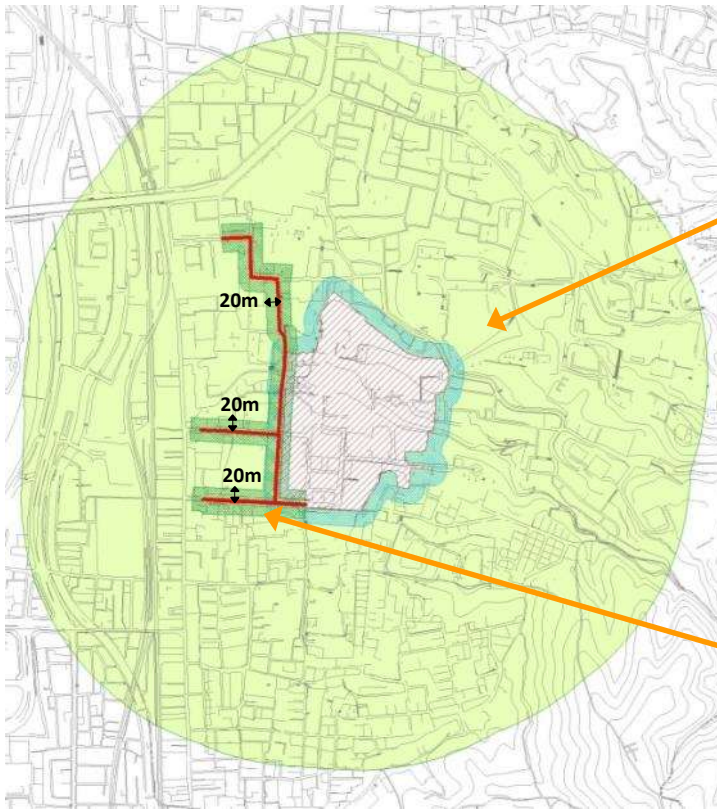


凡例	近景デザイン保全区域 (境内)
視点場 (境内)	近景デザイン保全区域 (参道等)
視点場 (参道等)	視点場 (境内) から30mの範囲

視点場から視認される建築物等は、以下の各表に掲げる基準に適合するものでなければならない。

## 東福寺

### 境内の眺めの基準 (案) 新規



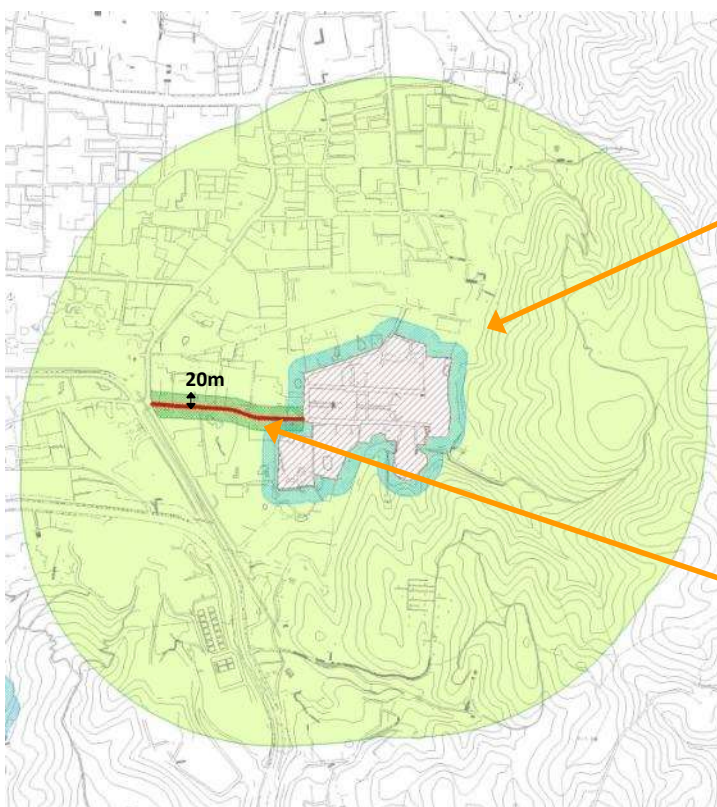
近景デザイン保全区域	1	建築物等は、東福寺境内の歴史的建造物、樹木等及びそれらの背景にある空間によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。
	2	建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定勾配屋根とすること。</li> <li>・ 形状は、切妻、寄棟又は入母屋とすること。</li> <li>・ 日本瓦又は銅板で葺かれていること。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 塔屋を設けないこと。</li> <li>・ 建築物等の各部分は、境内の歴史的建造物等及び周辺の山並みの良好な眺めを阻害しないものとする。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、境内の歴史的建造物、樹木等及び周辺の自然景観との調和に配慮したものとすること。</li> </ul>	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 良好な境内の眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。</li> </ul>	

### 参道等の眺めの基準 (案) 新規

近景デザイン保全区域	1	建築物等は参道や東福寺に面する通りの歴史的な町並み及び連続する塀・樹木等によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。
	2	建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定勾配屋根とすること。</li> <li>・ 形状は、切妻、寄棟又は入母屋とすること。</li> <li>・ 日本瓦又は銅板で葺かれていること。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 塔屋を設けないこと。</li> <li>・ 建築物等の各部分は、歴史的な町並みや連続する塀・樹木等と調和し、優れた通り景観を形成するものとする。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、歴史的な町並みや連続する塀・樹木等との調和に配慮したものとすること。</li> </ul>	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 良好な通りの眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。</li> </ul>	

## 南禅寺

### 境内の眺めの基準 (案) 新規



近景デザイン保全区域	1	建築物等は、南禅寺境内の歴史的建造物、樹木等及びそれらの背景にある空間によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。
	2	建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定勾配屋根とすること。</li> <li>・ 形状は、切妻、寄棟又は入母屋とすること。</li> <li>・ 日本瓦又は銅板で葺かれていること。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 塔屋を設けないこと。</li> <li>・ 建築物等の各部分は、境内の歴史的建造物等及び周辺の山並みの良好な眺めを阻害しないものとする。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、境内の歴史的建造物、樹木等及び周辺の自然景観との調和に配慮したものとすること。</li> </ul>	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 良好な境内の眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。</li> </ul>	

### 参道等の眺めの基準 (案) 新規

近景デザイン保全区域	1	建築物等は、参道の歴史的な町並み及び連続する塀・樹木等によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。
	2	建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定勾配屋根とすること。</li> <li>・ 形状は、切妻、寄棟又は入母屋とすること。</li> <li>・ 日本瓦又は銅板で葺かれていること。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 塔屋を設けないこと。</li> <li>・ 建築物等の各部分は、歴史的な町並みや連続する塀・樹木等と調和し、優れた通り景観を形成するものとする。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、歴史的な町並みや連続する塀・樹木等との調和に配慮したものとすること。</li> </ul>	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 良好な通りの眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。</li> </ul>	

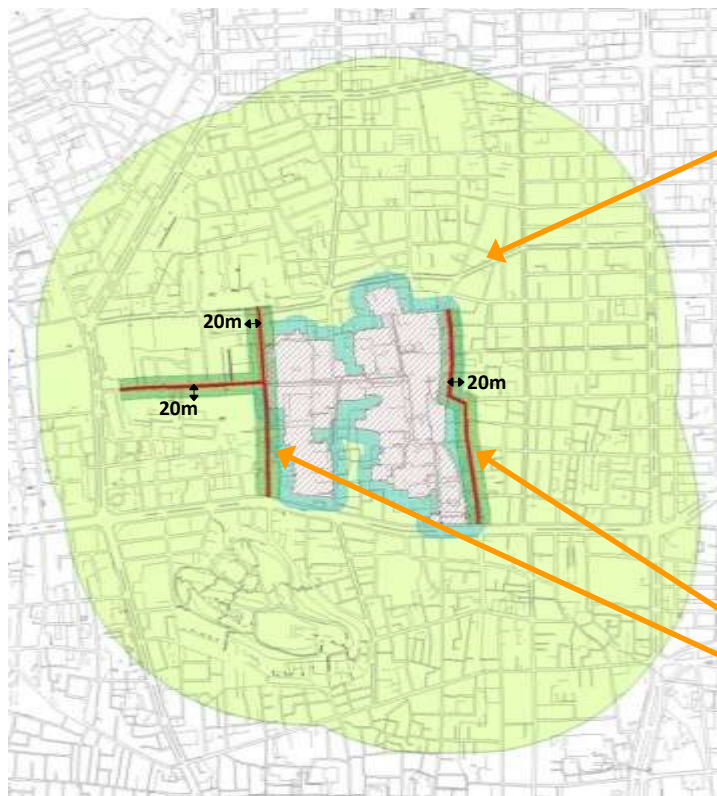


凡例	近景デザイン保全区域（境内）
視点場（境内）	近景デザイン保全区域（参道等）
視点場（参道等）	視点場（境内）から30mの範囲

視点場から視認される建築物等は、以下の各表に掲げる基準に適合するものでなければならない。

## 大徳寺

### 境内の眺めの基準（案） 新規



近景デザイン保全区域	1 建築物等は、大徳寺境内の歴史的建造物、樹木等及びそれらの背景にある空間によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。	
	2 建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。	
	屋根	・ 勾配屋根とすること。
	形態・意匠	・ 塔屋を設けないこと。 ・ 建築物等の各部分は、境内の歴史的建造物等の良好な眺めを阻害しないものとする。
色彩	・ 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、境内の歴史的建造物や樹木等との調和に配慮したものとする。	
その他	・ 良好な境内の眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。	

### 参道等の眺めの基準（案） 新規

近景デザイン保全区域	1 建築物等は、大徳寺に面する大徳寺道・今宮神社参道等の歴史的な町並み及び連続する塀・樹木等によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。	
	2 建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。	
	屋根	・ 特定勾配屋根とすること。 ・ 形状は、切妻、寄棟又は入母屋とすること。 ・ 日本瓦又は銅板で葺かれていること。
	形態・意匠	・ 塔屋を設けないこと。 ・ 建築物等の各部分は、歴史的な町並みや連続する塀・樹木等と調和し、優れた通り景観を形成するものとする。
色彩	・ 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、歴史的な町並みや連続する塀・樹木等との調和に配慮したものとする。	
その他	・ 良好な通りの眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。	

## 妙心寺

### 境内の眺めの基準（案） 新規



近景デザイン保全区域	1 建築物等は、妙心寺境内の歴史的建造物、樹木等及びそれらの背景にある空間によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。	
	2 建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。	
	屋根	・ 勾配屋根とすること。
	形態・意匠	・ 塔屋を設けないこと。 ・ 建築物等の各部分は、境内の歴史的建造物等の良好な眺めを阻害しないものとする。
色彩	・ 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、境内の歴史的建造物や樹木等との調和に配慮したものとする。	
その他	・ 良好な境内の眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。	

### 参道等の眺めの基準（案） 新規

近景デザイン保全区域	1 建築物等は、参道や妙心寺に面する妙心寺道の歴史的な町並み及び連続する塀・樹木等によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。	
	2 建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。	
	屋根	・ 特定勾配屋根とすること。 ・ 形状は、切妻、寄棟、入母屋であること。 ・ 日本瓦又は銅板で葺かれていること。
	形態・意匠	・ 塔屋を設けないこと。 ・ 建築物等の各部分は、歴史的な町並みや連続する塀・樹木等と調和し、優れた通り景観を形成するものとする。
色彩	・ 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、歴史的な町並みや連続する塀・樹木等との調和に配慮したものとする。	
その他	・ 良好な通りの眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。	



凡例	近景デザイン保全区域 (境内)
視点場 (境内)	近景デザイン保全区域 (参道等)
視点場 (参道等)	視点場 (境内) から30mの範囲

視点場から視認される建築物等は、以下の各表に掲げる基準に適合するものでなければならない。

## 相国寺

### 境内の眺めの基準 (案) 新規

近景デザイン保全区域	1 建築物等は、相国寺境内の歴史的建造物、樹木等及びそれらの背景にある空間によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。	
	2 建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。	
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋根           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 勾配屋根とすること。</li> </ul> </li> <li>塔屋を設けないこと。</li> <li>建築物等の各部分は、境内の歴史的建造物等の良好な眺めを阻害しないものとする。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、境内の歴史的建造物や樹木等との調和に配慮したものとすること。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 良好な境内の眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。</li> </ul>	

### 参道等の眺めの基準 (案) 新規

近景デザイン保全区域	1 建築物等は、参道の連続する樹木等によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。	
	2 建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。	
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋根           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 勾配屋根とすること。</li> </ul> </li> <li>塔屋を設けないこと。</li> <li>建築物等の各部分は、連続する樹木等と調和し、優れた通り景観を形成するものとする。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、連続する樹木等との調和に配慮したものとすること。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 良好な通りの眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。</li> </ul>	

## 平安神宮

### 境内の眺めの基準 (案) 新規

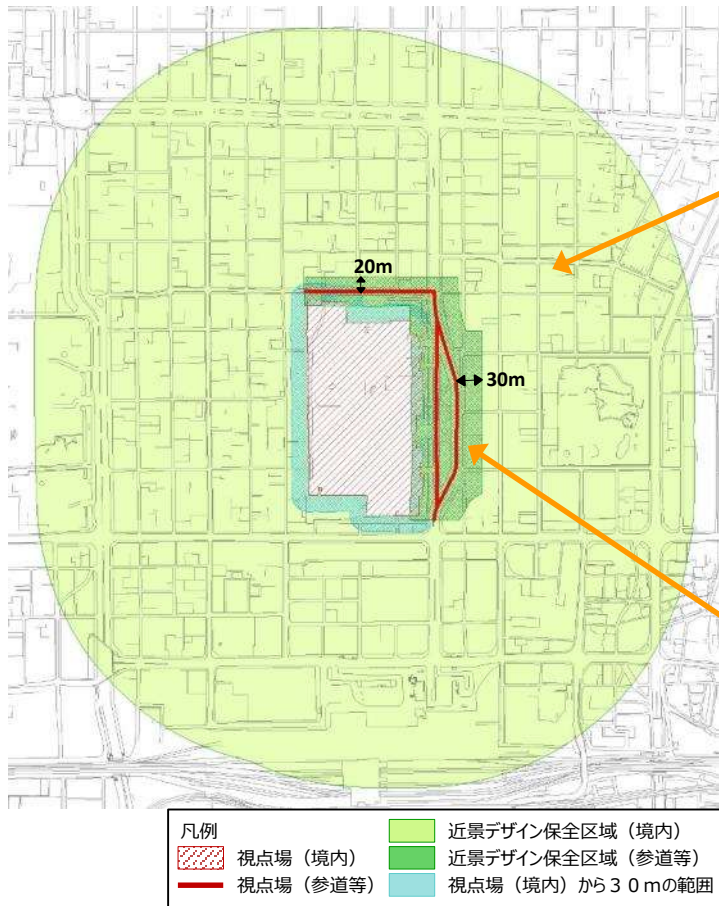
近景デザイン保全区域	1 建築物等は、平安神宮境内の歴史的建造物、樹木等及びそれらの背景にある空間によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。	
	2 建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。	
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 塔屋を設けないこと。</li> <li>・ 建築物等の各部分は、境内の歴史的建造物等及び庭園からの良好な眺めを阻害しないものとする。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、境内の歴史的建造物や樹木等との調和に配慮したものとすること。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 良好な境内の眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。</li> </ul>	

### 参道等の眺めの基準 (案) 新規

近景デザイン保全区域	1 建築物等は、参道の連続する樹木等によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。	
	2 建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。	
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 塔屋を設けないこと。</li> <li>・ 建築物等の各部分は、連続する樹木等と調和し、優れた通り景観を形成するものであること。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、連続する樹木等との調和に配慮したものとすること。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 良好な通りの眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。</li> </ul>	

視点場から視認される建築物等は、以下の各表に掲げる基準に適合するものでなければならない。

## 真宗本廟（東本願寺）



### 境内の眺めの基準 (案)

新規

近景デザイン保全区域	1	建築物等は、真宗本廟境内の歴史的建造物、樹木等及びそれらの背景にある空間によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。
	2	建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>塔屋を設けないこと。</li> <li>建築物等の各部分は、境内の歴史的建造物等の良好な眺めを阻害しないものとする。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、境内の歴史的建造物や樹木等との調和に配慮したものとする。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>良好な境内の眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。</li> </ul>	

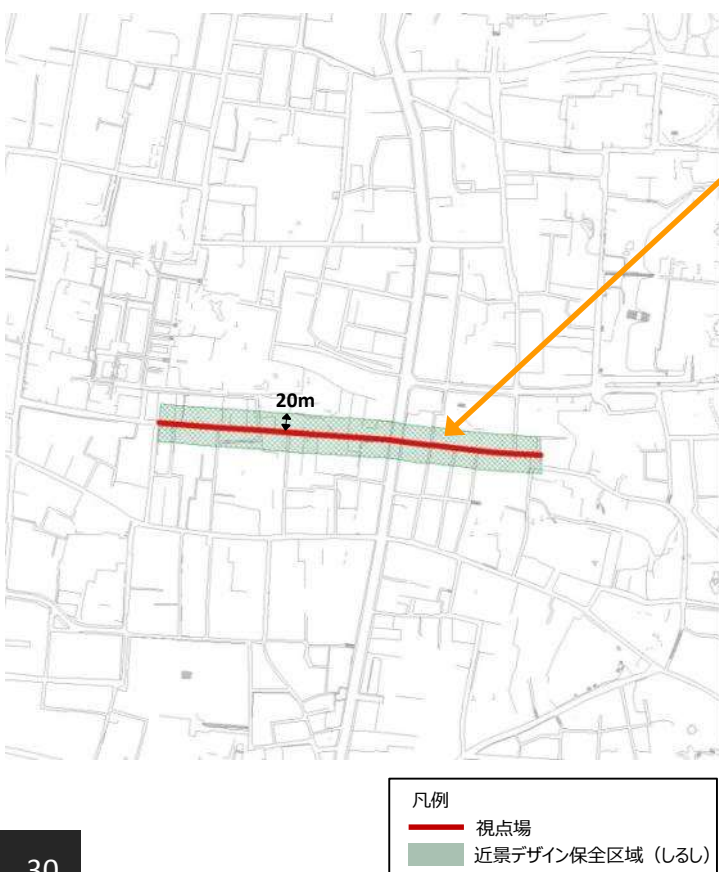
### 参道等の眺めの基準 (案)

新規

近景デザイン保全区域	1	建築物等は、真宗本廟に面する烏丸通・花屋町通の歴史的な町並み及び連続する塀・樹木等によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。
	2	建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。
	屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定勾配屋根とすること。</li> <li>形状は、切妻、寄棟又は入母屋とすること。</li> <li>日本瓦又は銅板その他の金属板で葺かれていること。</li> </ul>
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>塔屋を設けないこと。</li> <li>建築物等の各部分は、歴史的な町並みや連続する塀・樹木等と調和し、優れた通り景観を形成するものとする。</li> </ul>
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、歴史的な町並みや連続する塀・樹木等との調和に配慮したものとする。</li> </ul>	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>良好な通りの眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。</li> </ul>	

## 【「しるし」への眺め】 (※新規追加のみ掲載)

### 八坂通からの八坂の塔（法観寺）



### 「しるし」への眺めの基準 (案)

新規

近景デザイン保全区域	1	建築物等は、八坂通から眺める八坂の塔（法観寺）及び東山の山並みと八坂通沿道の伝統的な町並み等によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。
	2	建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。
	屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定勾配屋根とすること。</li> <li>形状は、切妻平入りとすること。</li> <li>日本瓦又は銅板で葺かれていること。</li> </ul>
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>塔屋を設けないこと。</li> <li>建築物等の各部分は、「八坂の塔」及び八坂通の歴史的な町並みの良好な眺めを阻害しないとともに、八坂通の優れた通り景観を形成するものとする。</li> </ul>
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、八坂通の歴史的建造物との調和に配慮したものとする。</li> </ul>	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>「八坂の塔」への眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。</li> </ul>	



# ご意見の提出方法

**提出期間** 平成29年7月10日（月）～平成29年8月17日（木）【必着】

## 提出先

**下記①～⑤のいずれかの方法によりご提出ください。  
様式は自由ですが、32ページの記入用紙もご利用ください。**

### ① 郵送の場合

〒604-8571 （住所の記入は不要です。）

京都市 都市計画局 都市景観部 景観政策課 歴史的景観保全担当 行

### ② 持参の場合

京都市役所北庁舎2階 都市計画局 都市景観部 景観政策課

※ 平日の午前8時45分から午後5時30分までの間にお問い合わせいたします。

### ③ FAXの場合

075-222-3472

### ④ 電子メールの場合

keikan@city.kyoto.lg.jp

### ⑤ 送信フォームの場合

<http://www.city.kyoto.lg.jp/templates/pubcomment/tokei/0000220694.html>

注) お寄せいただいたご意見に対する個別の回答はできません。

また、お電話でのご意見は受け付けておりませんので、あらかじめご了承ください。

## ホームページ

この冊子は、以下のホームページでダウンロードしていただくことができます。

また、ご意見送信フォームもこちらに掲載しています。

URL: <http://www.city.kyoto.lg.jp/templates/pubcomment/tokei/0000220694.html>

歴史的景観 具体的施策 パブコメ



## 問合せ先

京都市 都市計画局 都市景観部 景観政策課 歴史的景観保全担当

住所:京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

電話: 075-222-3397 FAX: 075-222-3472

電子メール: keikan@city.kyoto.lg.jp

「歴史的景観の保全に関する具体的施策（素案）」に対するご意見とそれに対する京都市の見解については、後日、京都市のホームページ等で公表します。

# 「歴史的景観の保全に関する具体的施策（素案）」に対するご意見記入用紙

※ ご意見を取りまとめる際の参考としますので、差し支えなければ該当する項目に○をつけてください。

「年齢」 ①20歳未満 ②20歳代 ③30歳代 ④40歳代 ⑤50歳代 ⑥60歳代 ⑦70歳代以上

「性別」 ①男性 ②女性

「居住地等」 ①京都市内在住 ②京都市内に通勤・通学（市外在住） ③②以外の市外在住

## 1 「柱1 建築物等の色彩やデザインについての規制と手続の充実」について

3～8ページ参照

(ご意見)

---

---

---

---

## 2 「柱2 歴史的な建造物等の保全やより良い景観へと誘導するための支援策の充実」について

9～11ページ参照

(ご意見)

---

---

---

---

キ  
リ  
ト  
リ  
線

## 3 「柱3 市民や事業者、寺社等との協働による景観づくりの推進」について

12～14ページ参照

(ご意見)

---

---

---

---

## 4 上記の他に「具体的施策（素案）」に関するご意見がございましたら、ご自由にご記入ください

(ご意見)

---

---

---

---

※ この用紙を郵送やFAX用にご利用いただいても結構です。記入欄が不足する場合には、適宜別紙でご提出ください。

FAX番号： 075-222-3472 京都市 都市計画局 都市景観部 景観政策課 歴史的景観保全担当



この印刷物が不要になれば  
「雑がみ」として古紙回収等へ！



平成29年7月発行  
発行：京都市都市計画局都市景観部景観政策課  
京都市印刷物 第293068号

